

第3章 通潤橋・通潤用水の歴史的位置 —幕末日本社会の到達形態—

はじめに

本節では、幕末に建造された巨大な農業水利・土木施設、通潤橋・通潤用水の実現過程の検討を通して、19世紀、幕末期における公共的な農業水利・土木事業の高度完成形態、前近代日本社会の到達形態について、の具体相を提示する。

熊本藩領上益城郡矢部手永に所在する通潤橋・通潤用水は、南手在と呼ばれる白糸台地の村々に水を供給し、中山間地域特有の畑地・野開畑を水田につくり替えるために建造された、総延長30キロに及ぶ井手（水路）筋と巨大な水路橋からなる。この事業には銭（匁銭）720貫という巨費が投じられている。この巨額の資金を要し、矢部手永内の一地域、南手在の村々を直接の受益対象とする巨大事業がどのように構想され、手永の事業として実現したのか。

ところで日本の19世紀は、知られざる水利・土木工事の時代、いわば「公共事業の時代」である。熊本藩領においても明治初年に至る19世紀段階におびただしい数量の井手（水路）・貫井手（水路トンネル）・積（堰）・井樋、石橋・水路橋、干拓地などが建造・造成される。通潤橋・通潤用水事業もこうした時代状況のもとで実現している。

しかるに藩制、広く日本近世の領主制のもとでは、こうした水利・土木事業を生む民政・地方行政に対応した領主側役人はごく限られ、領主財政には社会に向けた予算措置は基本的に欠落している。通潤橋・通潤用水に則して言えば、藩側役人として関わったのは奉行・郡代など限られた人物であり、藩財政に直接の事業予算は存在しない。受益者たる南手在の村々にも資金の準備はない。この巨大事業は、いわば資金ゼロから立ち上がっている。

結論を先取りして言えば、この事業の最大の特質は、南手在の村々を直接の受益対象としつつ、事業の企画立案・技術研究、事業推進組織、資金調達、労働編成など全てにわたって手永の事業、公共的な事業として推進されているところにある。郡と村の中間の行政区域である手永が、地域運営組織としての役割を強め、19世紀には郡代の行政裁量のもとで、その役割の成熟をみる。

通潤橋・通潤用水は、19世紀、幕末期における公共的な水利・土木事業の高度完成形態を示すものであり、前近代日本社会の到達形態を象徴するものである。通潤橋・通潤用水事業がどのような歴史的な経緯と仕組みのもとで実現したのか、以下検討する。

第1節 19世紀前期矢部手永と南手在の経済状況

1. 天保飢饉と農業基盤整備事業

南手在の村々において、通潤橋・通潤用水が計画される直前段階の矢部手永、南手在の経済状況、特に天保飢饉以降、中山間地域特有の畑地・野開畑を水田につくり変える「上畝開」が希求される経済状況についてみておく。

矢部手永は天保7年（1836）の冬から翌年春にかけて深刻な凶作・飢饉に見舞われている。天保7年12月、惣庄屋布田保之助は、藩庁（奉行所）の民政・地方行政担当部局・郡方に救済策を申請するに際し「天明凶作」（天明飢饉）と比較しつつ、「撫三步内外之作並」「畑方之儀式歩内外之取実」と被害状況を示し、手永住民と村々の食料残存状態の「段取」（段付け）を行い、資料として添付して手永住民の取続きのために「民喰」（作食米）の拝借を願い出る（永青文庫蔵「覚帳」）。

表(Tab)3-1は矢部手永住民の食料保有の段取構成を示したものである。上段は自分の食料を有している階層で全体の約10%に過ぎない。中段と下段の半分がどうにか生活を続けられる階層であり、合計して全体の約

表(Tab)1-3-1

矢部手永住民の段取構成(天保7年)

段位	人数
上段	707人
中段	1,633人
下段	1,896人
下々段	5,513人
下々々段	1,529人
総人数	13,440人

永青文庫「覚帳」による

32%を占めている。残る6割近い下段・下々段以下の住民が強力な食料補助を必要とした。表(Tab)1-3-2は村々の段取を示したものであるが、上段の村は少なく、多くは中段以下に段取りされている。地域経済の中心たる浜町が中段であり、天保7年段階の一応の目安になる。南手在の村をみると、中段に小原・新藤・田吉、下段に小ヶ蔵・白石、下々段に畑・長野・犬飼、下々々段に犬飼の一部(愛藤寺)が段付けされている。

惣庄屋布田保之助がとった天保飢饉への取組み策は大きく3つある。第一に、「民喰」米・種子粉合わせて郡方から米955石を借り入れたことであり、その年賦返済が重くのしかかる。布田は民喰米・種子粉の配布に際して、手永を7、

8か村ごとに区分し、会所幹部に受け持ち区域を設けて村々の実情に密着した飢饉救済策に取り組みさせている。

表(Tab)1-3-2 矢部手永村々の段取構成(天保7年)

段 取	村 名
上段	藤木、芦屋田、梅木、上名連木、市原
中段	牧野、白小野、万坂、勢井、柚木、長田、大野、田小野、北中島、木鷺野片平、入佐 下名連石、笹原、稲生原、浜町、川内、小野尻、小原、新藤、南田、高月、田吉、 下川井野、横野
下段	下馬尾、三ヶ、山田、上司尾、金内、中嶋、原村、下大川、川又、名連木、仁田尾 麻生、轟底、川口、井無田、男成、上川井野、平野、安方、浜、桐原、下市、轟、成君 小ヶ蔵、白石、津留、目丸、菅
下々段	千滝、荒尾、楠口(白尾野村の内)、葛原、こぶしぎ(三ヶ村の内)、猿渡、杉、黒木尾、大藪 (上名連石村の内)、山出、牛ヶ瀬、郷野原、畑、大川、仏原、上田所、下田所、長野、犬飼
三ノ下 (下々々段)	川井野(荒谷村の内)、岡ノ原(猿渡村の内)、小ヶ蔵、寺川口、今村、尾野尻、 愛藤寺(犬飼村の内)、大平(菅村の内)

永青文庫「覚帳」による

第二に、本格的な上畝開(新田開)・野開の計画であり、「本畑・諸開・空地」を水田に造成する上畝開50町、山藪を開明けする野開畑20町が計画されている。上畝開の方策は、「流水掛り之弁利御座候ヶ所者新井手立、新堤を堀、或者迫々纔之出水たり共水源を集メ、峯を堀、谷を埋、本行之畝数新田開奉願候」というものであり(「覚帳」、流水掛りに恵まれた所では井手筋・堤(溜池)を掘り、迫々の湧水を利用する所では湧水を集めて水源化し、「峯を堀、谷を埋」めてでも50町の開田実現を決意している。50町の上畝開といえ、通潤用水の事業計画(42町)よりも大きい。場所を特定せず、水の便が得られる場所では上畝開を実施するという計画といえる。

第三に、「畦倒」の志向である。布田は、天保9年に天保飢饉への取組みを評価されて褒賞を受け、翌10年にも父の代役以来の功業によって連続して褒賞を受けているが、郡代によって特に強調されているのが畦倒である。郡代中島九郎右衛門は次のように記している(永青文庫蔵「町在」)。

矢部手永之儀者多迫田勝ニ而、田方枚数多、仮令者一反之地ニ而二三十枚より五七十枚ニ及候坪々有之候間、畦仕立等手間取候而已ならず、畦丈畝延ニ相成候間、畦倒与唱、先年已来名連石在専取行候間、近年米出来増、余斗之事ニ而次第成立ニ趣居申候、其機能を熟得いたし村々相誘、畦倒専取広居申候ニ付、追々と者屹ト功験相見可申奉存候、

畦倒とは、文字通り畦を倒す、田地の畦道を取り壊して田地の区画を広めることであり、今日的に言えば圃場整備事業に相当する。一反の田地が「二三十枚、五七十枚」の小土地片に分かれている状態のもとで畦倒を行い、数片の田地を一区画にまとめるものである。名連石村では30年ほど前から試験的に実施されていたというから、中山間地域特有の耕地景観が広がる矢部手永の積年の課題といえる。ところが天保7年のあとも「大凶作」が連続する。天保12年12月、秋の凶作に接した布田は抜本的な「畦倒」を決意する。本来、請免制という手永による定額年貢請負制のもとで損引に備えた「一步半米」（手永高の1・5%の手永備蓄）から300石を借用し、会所役人と村々庄屋を動員して夫飯米を配布し、畦倒しを「村受」で行う手はずをつけている。対象となったのは矢部手永78か村のうち、38か村、35人の庄屋である（「覚帳」）。この田地の「畦倒」事業がどこまで現実的に遂行されたのかはよく分からないが、布田保之助が、天保飢饉に際して、矢部手永の農業改善を図るには、会所が主導して中山間地域特有の耕地形態を克服する必要があると判断し、畦倒・上畝開を本格着手していることに注目したい。こうした上畝開・畦倒の試みが、その後に活発化する水利・土木事業とあいまって新たな農業基盤整備事業として展開されていくことになる。

2. 矢部手永の経済力と民力

次に、天保13年（1842）の「諸御郡惣産物調帳」（個人蔵）によって矢部手永の農業生産力の一斑をみておく。本帳は、藩当局が郡目附付横目（郡横目）を派遣して、手永ごとに農産物を中心に全ての産物の数量を調査しつつ、これを金銭換算して最終的には手永、及び手永住民一人当たりの収支を出し、「余分」（生活余力）を算出したものである。全国的にも天保飢饉の直後であり、藩当局が今後も予想される凶作・飢饉に手永・手永住民がどの程度耐えうるのか、手永の民力を調査したものである。

まず表(Tab)1-3-3は、「諸御郡惣産物調帳」によって上・下益城郡10手永の主要穀類の反当たり収量を示したものである。10手永のなかで甲佐手永の収量は領内でも最上位に属する。中心となる米についてみた場

表(Tab)1-3-3 益城郡10手永の主穀類の反当たり収量（天保13年）

手永 産物	鯉	沼山津	甲佐	木倉	矢部	杉島	廻江	河江	中山	砥用
米	5俵	5俵	6俵	5俵	5俵	5俵半	5俵	5俵半	5俵	5俵
粟	5俵半	5俵半	6俵	5俵	4俵	6俵半	6俵	6俵	5俵	5俵
小麦	2俵半	2俵半	3俵	3俵	2俵半	2俵半	2俵	2俵半	2俵半	2俵半
裸麦	2俵半	2俵半	3俵半	3俵半	-	2俵半	2俵半	3俵	2俵半	3俵
大麦	3俵半	3俵半	4俵半	4俵	4俵	3俵	3俵半	4俵	3俵	3俵
大豆	3俵	3俵	3俵半	3俵	3俵	3俵	3俵	3俵半	2俵半	2俵半
小豆	2俵	2俵半	3俵	3俵	2俵	2俵半	2俵半	3俵	2俵	2俵

「諸御郡惣産物調帳」（個人蔵）による

合、反当たり6俵という数字は領内で最高クラスである。杉島・河江手永の5俵半という収量も平均より上であり、矢部手永を含めた反当たり5俵というのが領内の平均的な収量といえる。阿蘇郡のような高冷地になると反当たり4俵となる。矢部手永は田方・畑方ともに反当たり収量にみる限り領内平均的な農業生産の状態にあったといえる。

次に表(Tab)1-3-4に示した主要穀類の数量構成をみておこう。矢部手永の田畑構成は天保14年の時点で田方940町余、畑方1288町余と畑の比率が上回る「田畑不釣合」「畑勝」の中山間地域特有の形態をとっているが、表(Tab)1-3-4を一見して分かるように、米の収量が粟・雑穀の合計量に匹敵している。しかも米と粟・雑穀の価格差は歴然である。畑作地帯の村々が19世紀に入って農業用水の遠隔通水による上畝開と称する畑作地の水田化を望む理由もここにある。しかも享和3年（1803）の請免制によって手永の請負年貢の額もほぼ固定的であり、19世紀に入って手永を預る惣庄屋が水利・土木事業を推進し、山間地・畑作地帯に井

表 (Tab) 1-3-4 矢部手永主要穀類の数量構成 (天保 13 年)

産物名	俵数	銭額
米	47,040俵	1646貫
野稻	480俵	12貫
粟	24,900俵	448貫
小麦	3,250俵	84貫
大麦	16,340俵	196貫
大豆	4,540俵	133貫
小豆	1,010俵	26貫
蕎麦	5,050俵	90貫
豌豆	900俵	22貫
唐黍	3,000俵	30貫
黍	300俵	6貫
稗	800俵	6貫

「諸御郡惣産物調帳」による

農業肥料という点から見れば、1人分の買肥代が計上されていない例外的な手永である。買肥に頼らない農業生産とは如何なるものか、別途検討の必要もあるが、ここでは買肥代がゼロに近いこともあって一人当たりの余分が領内平均よりやや下ぐらいのレベルにあったことに注目しておく。沼山津手永は領内でも最高水準にあり、余分は矢部手永とは倍以上の格差を生んでいる。

表 (Tab) 1-3-5 上・下益城郡 10 手永の農業収支 (天保 13 年)

費目	鯉手永	沼山津手永	甲佐手永	木倉手永	矢部手永	杉島手永	廻江手永	川江手永	中山手永	砥用手永
収入										
穀類并諸作代	3,579 貫	5,118 貫	3,203 貫	2,757 貫	3,215 貫	2,584 貫	3,653 貫	6,189 貫	2,559 貫	1,310 貫
余産代	425	121	368	313	810	181	85	182	352	298
支出										
年貢米	993	966	773	827	702	762	923	899	575	314
諸出米并御赦免開徳米代	262	110	58	45	81	67	15	195	122	18
年貢小麦納	8							42	15	
年貢大豆納	9	22	1				3	7	2	
年貢小豆納										
年貢胡麻納		14								
定規銀上納・野開運上銀	2	38	20	7	16		11	30	17	10
諸出銀	90	41	38	38	68	57	64	81	55	26
農具代	40	61	64	51	75	32	44	65	55	35
買肥代	342	507	108	198	10	334	326	630	35	
粮物代	1,182	1,608	1,531	2,188	1,988	930	1,461	2,250	1,581	1,160
余分	1,072 貫	1,870 貫	978 貫	611 貫	1,083 貫	580 貫	889 貫	2,164 貫	450 貫	43 貫

「諸御郡惣産物調帳」による

以上、天保 13 年作成の「諸御郡惣産物調帳」にみる限り、矢部手永の農業を中心とした経済状態は領内諸手永の中では中位程度か、中位の下という評価を下しうる。次に、手永の経済状態を知るもう一つの尺度として、会所官銭の状態をみておこう。

表 (Tab) 1-3-6 上・下益城郡 10 手永 1 人当たりの生活余力 (天保 13 年)

費目	鯉手永	沼山津手永	甲佐手永	木倉手永	矢部手永	杉島手永	廻江手永	河江手永	中山手永	砥用手永
一籠当たり 農具代	25目	25目	30目	25目	25目	25目	25目	20目	25目	25目
一反当たり 買肥代	20	25	17	15		30	20	25	6	
一人当たり 粮物代	145	145	145	145	100	145	145	145	145	145
一人当たり 余分	132	169	93	69	79	90	88	139	41	5

「諸御郡惣産物調帳」による

会所官銭とは、享和 3 年 (1803) の請免制採用以後、手永による定額年貢請負制＝請免制維持のために、手永会所における雑税部分の留保を認め、以後、留保分の拡大化と運用による「殖方」(利殖)を図らせ、手永の運営財源としたものである。天保 14 年 9 月、藩当局は、前年の「諸御郡惣産物調帳」に続いて、郡横目に命じて「諸御郡会所々々諸官銭臨時改帳」を作成し、官銭の運用状態・現有状態を調査する。矢部手永の

当該部分を示すと次の通りであり、表(Tab)1-3-7 は矢部手永を含む上・下益城郡 10 手永及び領内 51 手永の総計分を示したものである。

表(Tab)1-3-7 「諸御郡会所々諸官錢臨時改帳」の構成（天保14年）

（石、貫未満切捨）

手永名	錢高（貫）	米穀高（石）	諸拝借 振出分 （貫）	地方 買入分 （貫）	諸拝借 返納滞分 （貫）	村々振替・ 拝借返納滞分 （石）	錢現有分 （貫）	米穀現有分 （貫）	金銀現有分
鯉	1,343	5,266	633	638	7	3,287	64	1,978	金 50両 銀 2貫目
沼山津	1,130	8,298	413	558	31	5,141	127	3,156	金15両
甲 佐	818	4,606	277	422		2,207	118	2,399	金300両
木 倉	495	3,978	139	312	-	3,092	42	886	
矢 部	914	5,962	881	-	-	5,626	33	336	金15両
杉 島	378	2,762	205	84	-	1,544	88	1,217	金10両 銀 1貫
廻 江	319	3,817	159	58	20	2,693	78	1,123	銀 2貫
河 江	487	3,526	186	51	168	1,967	80	1,558	
中 山	147	3,535	50	25	-	1,887	71	1,668	
砥 用	156	2,384	65	19	8	1,237	62	1,147	銀 1貫
領内全体	32,198 貫	205,205 石	14,020 貫	8,652 貫	4,255 貫	119,619 石	5,270 貫	85,585 貫	

永青文庫「覚帳」による

矢部手永分

一金拾五兩壹歩

一錢九百拾四貫五百五拾目

一米穀五千九百六拾貳石八斗

内

錢八百八拾壹貫貳百五拾目

但、諸拝借振出ニ相成居候分、

米穀五千六百貳拾六石七斗

但、民喰等村々江振替返納滞ニ相成居候分并拝借返納残分共ニ、

残而、

金拾五兩壹歩

錢三拾三貫三百目

米穀三百三拾六石壹斗

現有分

矢部手永の官錢の総額は錢 914 貫、米穀 5962 石余（他に金 15 両余）であり、これが 5 年間の運用分と現有分にわかれている。運用分とは手永内の村々、在御家人の肩書を持つ村の有力者など地域住民を対象に貸付・振替などに回された会所官錢の拠出分であり、将来的には回収されるべきものである。矢部手永では運用分が錢 881 貫余、米穀 5626 石、現有分が錢 33 貫余、米穀 336 石余となっている。注目したいのは運用分と現有分の規模の違い、そして矢部手永に特徴的な運用分の構成である。

まず運用分と現有分の額を単純比較すると、運用分は錢で現有分の約 27 倍、米で 17 倍に及ぶ。他の手永と比較しても矢部手永は官錢の運用比率が格段に高く、現有分の規模が小さい。官錢備蓄の現有分の少なさは官錢の手薄さを示すが、反面、現有分の 20 倍近い米錢が運用に回されていることにも注目する必要がある。

運用分は「民喰」（作食料）を含めた手永住民の拝借分と「地方買入」分に分かれるが、矢部手永の官錢

運用の特色は地方買入分がなく、全てが拝借分で占められていることである。地方買入とは、手永（手永会所）が百姓の質入れ地を買い戻した分である。領内全体でこの5年間に1万貫近い会所官銭が質地買入れに投下されている。これは驚くべき数字と言わなければならない。質地は土地集積・地主化の手段ともなりうるが、こうした手永による質地の買戻し・請戻しは質地地主の生成を抑制し、村有力者の社会的役割を規定した。矢部手永では例外的に地方買入分が計上されていない。個人の土地質入分の請戻しに官銭を充当することが手永内で十分合意されていない地域事情をうかがいうる。

拝借分とは、「民喰」・夫食米など生活資金、水利・土木事業などの農業基盤整備資金や事業資金として村・百姓に借用させたものである。銭の大部分が借用されているように、拝借分は手永住民の生活救済・農業支援の方策として機能しているが、米穀の大部分が「返納滞」「返納残分」となっているように拝借分の焦げ付きを生じている。矢部手永の官銭は手永住民の生活救済・零落所救済に回され、「地方買入」分に回す余裕を生むに至っていない状況にあったことが推測される。

表(Tab)1-3-8 矢部手永の在御家人（天保3年）

席次	人数
御留守居御中小姓列	3
士席浪人格	7
独礼	2
御郡医師	2
諸役人段	10
一領一疋	24
地士	11
郡代直触	26
総人数	85 人

山都町立図書館蔵「(仮称) 矢部手永手鑑」による

こうした会所官銭の運用状態は、反面で在御家人の肩書をもつ地域有力者（地主・高利貸）の存在に通じるものである。在御家人とは、苗字帯刀の身分特権を与えられた在方の御家人、いわば「村の武士」であるが、その多くは寸志という献金によって進席したものであり、在御家人の数量は地域の経済力、経済関係の一面を反映するものである。表(Tab)1-3-8は天保3年（1832）段階の矢部手永の在御家人を示したものである。在御家人の人数が増大していくのは天保以降、幕末期であるが、すでに相当数の在御家人が存在し、

浜町を中心に「御留守居御中小姓列」「士席浪人格」という高席次の有力在御家人を生んでいる。集中しているのは浜町であり、南手在には小原村・新藤村に郡代直触が一人いるに過ぎない。在御家人は寺社方の次席と惣庄屋直触を含めて「触」と称する伝達ルートに編成され、在御家人社会を形成している。

3. 南手在の状況

最後に南手在の状況をみておこう。惣庄屋布田保之助は、安政3年（1856）12月に死去した腹心の郡代手附横目石原武兵衛の功績調書において、南手在の村々の状況を次のように記している（「町在」）。

矢部手永南手在と唱候小原村列七ヶ村之儀、東者五老ヶ瀧川、南者緑川、西者千瀧川ニ而谷深、川之左右者岩山数十丈峙居、北者五老瀧・千瀧川之間浜町ニ而、拾間余之有之、四方川懸之水脈を断居候ニ付、古田之養水、出水を以取賄候ニ付、長野・犬飼・白石者旱損所有之、小原村列六ヶ村ニ而者、麦田八反外無御座、一毛作程ニ有之、何れ之村々茂御本方田一篇程ニ而、諸畝物田者漸次町三反外無御座、白石・犬飼者畑勝ニ而彼是不鈞合ニ御座候故歟、長野・相藤寺者旧来之零落所ニ而、先年以来種々御仕法も被仰付候得共、成立兼居候、

事業申請のための導入部であり、劣弱な農業環境を印象づけているが、四方を川に囲まれた峡谷状の白糸台地の致命的な問題が水の便であったことは十分理解できる。表(Tab)1-3-9は、南手在村々の庄屋が、通潤用水事業の申請にあたって郡代に差し出した事業申請の請書「御受申上ル覚」によって作成した、南手在8か村の田畑畝数・開田（上畝開）計画畝数を示したものである。田畑構成をみると、本方の畑に諸開（畑）

を加えると、畑方が全体の6割を占める畑勝ちの台地である。1戸当たりの平均田畑畝数も水田比率の高い畑村、長野村、新藤村では相応の規模にあるが、畑作比率の高い犬飼村では開畑を加えても3反程度であり、経営規模としては劣弱である。畑・開畑比率の高い小原・田吉・小ヶ蔵・白石各村の平均畝数5、6反は経営的に成立つ最低的規模であったといえる。

表(Tab)1-3-9 南手在村々の田畑構成（嘉永5年）

村名	戸数	田畝数	畑畝数	諸開(畑)畝数	新田開畝数	1戸当たり田畑畝数	1戸当たり新田開畝数
畑 村	26 軒	13 町 2 反 4 畝 9 歩	13 町 9 反 9 畝	1 町 5 反 6 畝 29 歩	1 町 9 反 2 畝 3 歩	1 町 6 畝 29 歩	7 畝 12 歩
小原 村	15 軒	3 町 8 反 4 畝 9 歩	4 町 4 反 9 畝	1 町 18 歩	2 町 7 反 7 畝 12 歩	6 反 6 畝 9 歩	1 反 8 畝 15 歩
田吉 村	29 軒	8 町 8 反 1 畝 9 歩	6 町 7 反 8 畝	8 反 5 畝 24 歩	3 町 2 反 1 畝 6 歩	5 反 6 畝 21 歩	1 反 1 畝 3 歩
長野 村	19 軒	5 町 8 反 9 畝 15 歩	3 町 9 反 9 畝	6 反 2 畝 3 歩	1 町 8 反 1 畝 3 歩	8 反 3 畝 21 歩	9 畝 15 歩
犬飼 村	46 軒	6 町 9 反 3 畝 21 歩	22 町 1 反 5 畝	8 町 3 反 2 畝 18 歩	14 町 3 反 3 畝 15 歩	3 反 3 畝 15 歩	3 反 1 畝 6 歩
新藤 村	44 軒	15 町 6 反 5 畝 15 歩	15 町 3 反 3 畝	4 町 3 反 9 畝 27 歩	9 町 8 反 7 畝 24 歩	8 反 1 畝 6 歩	2 反 2 畝 12 歩
小ヶ蔵 村	12 軒	3 町 1 畝 15 歩	3 町 3 反 7 畝	7 反 8 畝	2 町 1 反 5 畝 29 歩	5 反 9 畝 21 歩	1 反 7 畝 29 歩
白石 村	18 軒	3 町 3 畝 6 歩	6 町 3 反 5 畝	2 町 5 反 9 畝 21 歩	6 町 2 畝 27 歩	6 反 6 畝 16 歩	1 反 3 畝 15 歩
合計・平均	209 軒	60 町 4 反 3 畝 9 歩	15 町 4 反 5 畝 21 歩	20 町 7 反 4 畝 24 歩	42 町 1 反 1 畝 27 歩	8 反 4 畝 28 歩	2 反 4 歩

「南手新井手記録」による

文化11年(1814)4月、郡横目は領内の零落村改めの結果を報告し、零落村として領内165か村を示している(「覚帳」)。矢部手永で零落村とされたのは今村と南手在の白石村・長野村であるが、零落村改めの文化11年と通潤用水事業着手の嘉永5年の戸数を比較すると、長野村で23戸から19戸へ、白石村で19戸から18戸へ減少しており、零落状態を脱却できないでいる。また先の石原武兵衛の功績調書によると、長野・犬飼・白石は「早損所」、白石・犬飼は畑勝ちにて「彼是不釣合」、長野・愛藤寺は「旧来之零落所」とし、全体として畑村を除く村々の畑勝ちの零細な生産基盤が強調されている。通潤用水事業は、こうした南手在において村々の畑地・野開畑を水田につくり変える「上畝開」の要請に応えたものである。

第2節. 地域による企画立案・技術創出

通潤橋・通潤用水は日本土木史上の事業と言えるが、その企画・立案から吹揚樋に象徴される技術創出、事業推進組織、資金調達、労働編成に至る全てが、手永会所を中心に手永レベルで実現・達成されているところに大きな特色がある。以下、通潤橋(眼鑑橋・吹揚樋)の建設に至る過程を検討する。

1. 「上畝開」への願望

通潤橋・通潤用水という巨大事業は、白糸台地に広がる畑地・野開畑を水田につくり変えるという南手在の村々の上畝開に対する強い「願望」に応えたものである。惣庄屋布田保之助ら手永幹部は、藩当局に対し資金融資を求めた第1回目の事業申請書(「奉願覚」)において、「年来上畝仕立之願望」「村々頻之願望」と表現し、この遠隔通水事業による「上畝開」が南手在村々の長年の強い「願望」「頻之願望」であったことを強調している。

庄屋の中心となったのは南手在村々の庄屋を歴任し、嘉永5年当時、小原・田吉村庄屋であった原田平右衛門である。原田について、藩庁の評価・褒賞担当部局・選挙方の記録「町在」には、

南手在数ヶ村庄屋兼帯ニ而、畑勝干田喰養水難決之村方多、零落次第ニ相増候儀平常懸念仕、上畝開御仕立被仰付候外成立之期有之間敷、懇望ニ而井手之仕法種々工風を凝、同役共江茂申談、吹揚新井手場所を見立、入目銭・上畝之釣合迄見調、頻ニ歎願仕申候処、願之通御普請御取起被仰付、弥以相競御普請向種々研究仕、(中略)吹揚之儀御普請願主ニ而猶更精魂を砕、同役共を茂競立、別段精勤仕申候、

とある。「頻ニ歎願」「願主」という文言に庄屋中の中心として動いた原田平右衛門の存在をうかがい得る。

渡辺太郎兵衛も「原田平右衛門一致」して行動し、「渡辺太郎兵衛一致」して動く岩崎清蔵の存在など南手庄屋たちの上畝開事業に向けた連携行動をみてとれる（「町在」）。

次項で述べるように、矢部手永では弘化・嘉永期に集中的に大規模な上畝開が計画される。こうした状況のもとで南手庄屋の村々でも上畝開への「頻之願望」が高まり、通潤用水事業を呼び起こすことになる。

2. 事業主体としての惣庄屋と手永会所

さて、19世紀、文化・文政期以降の矢部手永においても水利・土木事業が活発化する。その中心となったのが手永の長、惣庄屋と配下の会所役人である。惣庄屋は通常7、8年で他手永に転勤し、転勤に際して功績評価を受けるが、文化・文政期以降、評価の対象となったのは事業（水利・土木事業）の数量と経済効果である。矢部手永の惣庄屋は文化9年（1810）以降、明治初年に至るまで布田家三代で継承される。中間にあたる布田保之助は天保5年（1834）から文久元年（1861）まで、28年の長きにわたってその任にあった。

布田保之助は天保9年、同10年、安政2年、同5年の4回惣庄屋として褒賞を受けている（永青文庫蔵「町在」）。天保9年は天保飢饉での取り組みに対して、安政5年は母への孝養を評されての褒賞であり、通常の惣庄屋褒賞は天保10年と安政2年の2回である。前者は郡内の同僚「里四手永御惣庄屋」、後者は腹心の石原武兵衛というように、布田をよく知る人物が功績調書を作成しているが、功績として挙げられている事業数は多くはない。布田保之助自身も安政3年に事業概要を書き出し、郡代横田善右衛門に差し出し、同時に「新道ヶ所間数夫御入目銭しらへ帳」（熊本県立図書館蔵）と題する備忘記録に書き留めている。表

表(Tab)1-3-10 惣庄屋布田保之助の事業

事業名	事業ヶ所	備考
道	156	総間数60,327間余
井手・堤	29	井手総間数23,962間
眼鑑橋	12	
磧	13	
新川	3	

「安政三年新道ヶ所間数夫御入目銭しらへ帳」
（熊本県立図書館蔵布田家文書）による。

(Tab)1-3-10 は事業内容ごとの合計数字を示したものであるが、一見して明らかなごとく事業の中で道普請の多さが目立つ。布田の道路整備は惣庄屋就任時から退任間際まで一貫しており、中山間地域の村々をとり結ぶ道路網を整備し、交通の基幹たる日向街道と緑川水運にアクセスさせることに留意し続けている。

布田の事業（道路・眼鑑橋・井手・磧）の全てにわたって事業現場を直接に担っているのは会所小頭・会所詰クラスの会所幹部役人である。たとえば布田保之助は惣庄屋に就任した直後から、木倉手永境の新道造りをかわきりに、手永内の新道整備に努めるが、布田の備忘記録に記されている初期の新道整備の一例を示す。

往	北中嶋村 廻り石	
一同四拾貳間五合	会所詰主役	市下長兵衛
此夫三百貳人	同 主方	佐野一郎右衛門
此御入目銭貳百十二匁七分八厘	小頭	山崎弥右衛門
但、天保六 五月出来、	北中嶋村庄屋	渡部三郎
	同 頭百姓	恵吉
	同 組頭	用八

このように村方の小規模工事にも会所役人が出向き、現場指揮と経費出納の「主役」となり、村役人と共同して工事を進めている。布田保之助関係の事業の全てが基本的にこの方式で実行されている。通潤用水事業の直接の前提になる福良井手も同様であり、通潤用水事業にも通じる。しかし通潤橋・通潤用水の事業組

織は規模が格段に違う。矢部会所の総力をあげた事業組織である。惣庄屋布田保之助、惣庄屋の腹心たる郡代手附横目の石原武兵衛・石坂禎之助・間部市太郎を中核に、山支配役を加えた手永三役を揃え、会所の手代高橋文次、添手代工藤宗太郎、下代佐野市郎右衛門の幹部以下、会所詰小頭・会所詰・外廻小頭の中堅役人から見習まで会所役人を総動員している（「南手新井手記録」）。しかも同時期に福良井手など数か所の上畝開事業を併行して進めており、会所役人は通潤用水事業を中心に、いくつかの事業を掛け持ちする総動員状態にあった。

嘉永5年11月16日、藩庁郡方から通潤橋本体工事の認可が下りると、惣庄屋布田保之助は南手在村々の庄屋に通知し、11月20日付で近隣の津留・目丸・桐原・轟・下市の各村庄屋を「南手新井手御普請御用懸」に任じている。同時に布田自身も同日付で郡代上妻半右衛門から石坂禎之助・石原武兵衛とともに「御用懸」に任じられ、さらに上妻は、手代以下の人事配置を行い、手代高橋文次・添手代工藤宗次郎を「入目銭受込」、下代佐野市郎右衛門を「諸田方并御普請丁場受込」、会所詰小頭石原平次郎・根締小頭助役伝兵衛・外廻小頭仁市郎を「測量方并御普請受込」に任じている。会所幹部・村役人を即座に事業の責任組織に転用しうるところに地方行政組織の成熟を認めうる。

これらの事業の幹部役人は、安政3年に死去した石原武兵衛とともに慶応3年に褒賞申請を受ける。表(Tab)1-3-11はこれを整理したものである。褒賞対象者は当時隠居していた布田保之助以下の会所役人と庄屋・頭百姓以下の村役人に大別される。会所役人・庄屋の過半が苗字を名乗っているように、これら褒賞者の主力は在御家人（あるいは在勤中に限り在御家人）でもある。在御家人の大部分は寸志という献金によって在御家人に取り立てられており、会所役人・在役人として事業組織に加わるか、後掲表(Tab)1-3-14の寸

表(Tab)1-3-11 通潤用水事業褒章者一覧（慶応2年）

名前	事業期間の役職・席次	褒賞申請時の役職・席次	褒賞内容
布田保之助	矢部手永惣庄屋、独礼	(隠居)	桜御紋附小袖、桜御紋附綿入羽織、白銀10枚
石原武兵衛	郡代手附横目	(病死)	松宇三郎一領一疋召出
石坂禎之助	郡代手附横目、独礼格	廻江手永惣庄屋、独礼	作紋麻上下
下田作之助	郡代手附横目・塘方助役、郡代直触	矢部手永塘方助役、一領一疋本席	〃
山内権之助	矢部手永塘方助役	木倉手永惣庄屋	〃
間部忠兵衛	矢部手永塘方助役、徒使番列	矢部手永山支配役	桜御紋附袴
佐野市郎右衛門	矢部会所下代、一領一疋本席	竹迫手永惣庄屋当分	諸役人段進席、作紋袴
工藤宗次郎	矢部会所下代、地土	(病死)	作紋麻上下
石原平次郎	矢部会所詰小頭	吹揚井手見締、下市村庄屋、在勤中郡代直触	郡代直触本席進席、鳥目一貫文
赤星九郎助	矢部会所詰、地土	矢部会所手代・手永見締、地土	作紋麻上下
三角忠四郎	新井手見締助勤	矢部御山見締、郡代直触	〃
佐藤伝兵衛	外廻小頭	(病死)	郡代直触本席進席、鳥目一貫文
原田平右衛門	南手在数々村庄屋兼帯	吹揚井手見締、小原村・長野村・芦屋田村庄屋、在勤中郡代直触	〃
本田仁一郎	吹揚新井手御出方御用懸	根締小頭助勤、在勤中郡代直触	〃
渡辺太郎兵衛	(南手在庄屋)、郡代直触	白石村・犬飼村庄屋、郡代直触	作紋麻上下・銀3両
津川藤九郎	牧野村列・吹揚新井手御普請御用懸、郡代直触	津留村庄屋、郡代直触	作紋麻上下
東 順藏	吹揚御普請御用懸、郡代直触	目丸村庄屋、郡代直触	鳥目2貫文
渡辺利三郎	吹揚御普請御用懸、郡代直触	菅村庄屋、郡代直触	〃
渡辺半左衛門	根受佐野市郎右衛門助勤、郡代直触	矢部会所詰小頭、郡代直触	作紋麻上下
岩崎清藏	新藤村庄屋、苗字御免惣庄屋直触	新藤村庄屋、苗字御免惣庄屋直触	〃
甲斐清兵衛	畑村庄屋	御山見締、畑村・成君村庄屋、在勤中惣庄屋直触	鳥目1貫500文
渡辺両助	白石村頭百姓	郡代直触渡辺三左衛門父	鳥目700文
藤七	田吉村頭百姓	田吉村庄屋	鳥目2貫文
新兵衛	小々蔵村頭百姓	小々蔵村庄屋当分	鳥目1貫500文
繁右衛門	畑村頭百姓	川又村庄屋当分	鳥目1貫文
猪左衛門	吹揚御普請御用懸	外廻小頭	〃
敬次郎	笹原村庄屋	笹原村庄屋	〃
林左衛門	(小々蔵村頭百姓)	小々蔵村頭百姓	礼服御免
栄七	(長野村頭百姓)	長野村頭百姓	〃
源左衛門	(犬飼村頭百姓)	犬飼村頭百姓	〃
藤助	(小々蔵村蔵府)	小々蔵村蔵府	〃
嘉兵衛	(白石村蔵府)	白石村蔵府	〃
九助	(田吉村横目・役頭)	田吉村横目・役頭	〃
惣八	(犬飼村役頭)	犬飼村役頭	〃
円七	(犬飼村百姓)	犬飼村(百姓)	〃
源助	(新藤村頭百姓)	新藤村頭百姓	小脇差御免
藤右衛門	(犬飼村横目)	犬飼村横目	〃
喜助	(田吉村蔵府)	田吉村蔵府	〃
庄助	(桐原村百姓)	桐原村(百姓)	〃
才助	(小原村百姓)	小原村(百姓)	〃
九右衛門	(新藤村蔵府)	新藤村蔵府	傘御免
用右衛門	(新藤村組頭)	新藤村組頭	〃
喜助	(新藤村百姓)	新藤村(百姓)	〃
文助	(小原村頭百姓・蔵府)	小原村頭百姓・蔵府	鳥目1貫文
文助	(犬飼村蔵府)	犬飼村蔵府	〃
儀助	(小原村役頭)	小原村役頭	〃
新平	(新藤村役頭)	新藤村役頭	〃

志一覧に見るように事業資金補填の寸志に応じることで事業に関係している。通潤橋・通潤用水事業は大掛かりな地域事業だけに、在御家人という村々の有力者の取り込みを重要な側面としていた。

3. 通潤橋への技術創出

布田保之助の水利・土木事業の中で、水利事業の側面が打ち出され、畑地の水田化という上畝開事業が本格化されてくるのは意外に遅く、弘化・嘉永期のことである。今日的に言えば中山間地域に属する矢部手永では、水に恵まれない台地・丘陵部には畑地・野開畑が広がり、水の便を得て「上畝開」を行うという要求は至るところに存在した。天保7年12月の飢饉に際して、惣庄屋布田保之助が「本畑・諸開・空地」を水田につくり変える「新田開」50町を計画するのはその表れである。

布田の備忘記録や功績調書に記された井手・堤開削事業は、大きく①「三ヶ村列御出方開」の新井手・新堤、②「牧野村列御出方開」の新井手・新堤、③福良新井手、④吹揚新井手（南手新井手、通潤橋・通潤用水）、の4つであり、①が弘化4年に事業着手されているが、完成は嘉永期である。②～④は嘉永3～5年に着手されている。いずれも藩庁郡方の「御郡方御銭」借用による上畝開事業であり、畝数は①12町6畝27歩、②4町2反5畝3歩、③23町3反4畝となり、④の通潤橋・通潤用水事業において福良新井手の倍の42町の上畝開が計画される。

嘉永期の水利事業のなかで、通潤橋に先行する水路橋の事業例として嘉永2年に建造された南手和田吉村の「笥兼帯」眼鑑橋に注目しておきたい。布田は眼鑑橋建造途中で洪水にあい、この眼鑑橋を「不朽之御普請」とすべく、別に水抜き眼鑑橋（径6間）建造に着手している。洪水に際し、「水笠を量、水通之坪積」を計測して水抜き眼鑑橋建造を急遽計画し、「笥」を敷設した水路橋として大型眼鑑橋を建造しているように、布田自身が相当な土木工学の域に達していたことをうかがい得る（「覚帳」）。

近隣手永の事業のなかで先行技術も蓄積されつつあった。すでに隣の砥用手永では大型石橋の先行モデルとなる霊台橋が完成し、峡谷に水路橋を架けて山間部における遠隔通水を実現した雄亀瀧橋のような水路橋も存在する。霊台橋を巨大石橋の先行モデルとしつつ、その上に吹揚樋を据えるという通潤橋の着想には当時の土木技術の上から見ても大きな飛躍が必要である。布田が強調するように通潤橋は、確かに「先蹤」なき事業であつた。

注目したいのは、同時期の牧野村の上畝開事業である。嘉永4年3月、通潤用水事業を主導する布田保之助・石原武兵衛・下田作之助は、牧野村の状況を次のように記述している（「覚帳」）。

矢部手永牧野村之儀、畑七歩、田貳歩九朱ニ而、田畑不釣合之難渋仕、加之旱田所茂有之候ニ付、上畝開之願年久敷儀ニ而、千瀧川を移しらへ再三ニおよび候得共、井手筋岩堅阻居、工力与上畝数釣合兼、且水勢茂充分ニ無御座候ニ付、見込付兼候、

牧野村の「岩堅阻居」の地形、「田畑不釣合」で水の便が悪い農業条件は南手在と共通する。違うのは、別に既存の井手ルートが存在したこと、「工力と上畝数釣合兼」として、峡谷を越える方式をとらず、既存の井手筋を利用する遠隔通水方式をとったことである。南手在では砥用手永開削の既存の井手筋を一部利用するにしても、五老々瀧川の峡谷を越える必要があり、牧野村では採算の面で見送った「工力」が振るわれることになる。

矢部会所において通潤橋に至る事業の検討に入るのは嘉永4年ごろとみられる。その画期として、布田の右腕たる郡代手附横目の石原武兵衛が「御郡方開御用懸」となる嘉永3年9月に求めうる（「町在」）。この「御郡方開」とはこの時期の上畝開事業全般をさすのであろうが、直接的には南手在における上畝開を指すもの

とみられる。布田と並ぶ通潤用水事業の中心たる石原が御用懸になったことで、事業は実質的に開始されることになる。

通潤橋・通潤用水の建設、完成後の維持管理に関する基本史料として「南手新井手記録」（白石・渡邊家文書、正式表題は「□手□御請一卷□」）と通称される冊子が存在する。同記録は手永会所関係の人物が会所に集まる事業関係文書を書き写したものである。100点を超える文書も取水口から通潤橋に至る井手筋と通潤橋の本体工事が完成し、奉行・郡代ら藩庁郡方の幹部を招いて通水実験を披露した安政元年（嘉永7年）8月を以て二分され、事業の立ち上げに関する文書は嘉永6年までのもので構成されている。

「南手新井手記録」の最初の文書となる嘉永5年閏2月の「奉願覚」は、藩庁郡方に対し資金融資を求めた事業申請書というべきものであり、当然、事業の企画・立案の過程はそれ以前のこととなる。通潤橋・通潤用水事業立ち上げの経緯の詳細はよく分からないが、構想が本格化し、実験・技術開発が試みられるのは前年の嘉永4年のことと推測される。そして手永会所と南手在村々の庄屋から事業の請書、及び通潤橋本体工事の技術説明書たる「吹上樋仕法書覚」が郡代に提出される嘉永5年4月には、手永側は通潤橋（眼鑑橋・吹揚樋）についての技術的見通しを持つに至っている。

惣庄屋布田保之助が作成した石原武兵衛（安政3年死去）の功績調書によると、通潤橋構想は最初、五老ヶ瀧川に石橋を架け、その上に「石筧」を渡して通水する単純な水路橋方式が考えられていたようである。ところが測量してみると、高台の南手在の村々に水を送ることが無理だと判明する。その後の経緯について、当時隠居して嶋一輩と名乗っていた布田保之助の功績調書には次のように記されている。

五老ヶ瀧川者目鑑橋を掛渡、其上ニ而吹上樋を居、通水仕候得者南手在一統ニ亘り上畝開、且兼而難洩仕居候人馬之喰養水無差支様相成可申見込ニ而、右之御普請懇願ニ御座候処、渡拾五間余之目鑑橋所柄ニ者見合も無御座大橋ニ而案勞有之候処、砥用手永船津目鑑橋之渡右ニ類シ候大橋ニ付、其段御達ニ相成候処、上妻半右衛門殿御出在ニ而、右一輩初役々御召連御見分、御研究被仰付、吹上樋之儀者右之場所ニ類候ヶ所ニ而、吹上樋材木と石とを以、継手之仕法者自旅を拭、問合ニ差立、衆説研究之趣を以、嘉永四年亥十月杉樋ニ而試ニ相成候処、考之外押水激強ク吹破候ニ付、種々様々手を替、試も被行兼、再三応ニ懸、嘉永五年午三月石樋を以御試ニ漸激流を持こたへ、積通り之高サ吹上通水仕候得共、石樋之継手鉄鑄込ニ而茂永久安シ兼、尚又研究を凝シ、漸ク漆喰土龍星詰之仕法ニ而石同様ニ堅ク吹上通水ニ至り、
（後略）

史料の性格上、必ずしも時間の経緯が厳密ではなく、先の「石筧」と大型眼鑑橋の先行事例としての砥用手永船津眼鑑橋（霊台橋）の現地調査との時間的關係など不明であるが、当初のプランは眼鑑橋の上に「石筧」を敷設するものであったと推測される。前述したように、布田は、嘉永2年、南手在の田吉村においてこの形態の水路橋を懸けている。ともかく布田らは、大体の構想がまとまったところで郡代上妻半右衛門に話しをもちかけ、霊台橋の見分に出向いている。上妻は構想実現に向けた「研究」を命じ、布田らは眼鑑橋の設置場所に「類候ヶ所」として通称「こむりかせ」（現在は「こぶれがし」と通称）を選び、通水実験を重ねる。最初の構想は平らな「石筧」だったと思える。当然ながら石筧だと石橋より高度の場所の水を移せない。

そして「衆説研究」し、水路の落差と、落差から生まれる流水の体積力に着目し、「吹上樋」の発想にたどり着く。嘉永4年10月、「杉樋」による実験を迎えているが、流水の体積力による「押水」（水圧）が「激強」く、杉樋は「吹破」れる。そこで布田らは試行・実験を重ね、嘉永5年3月、「石樋」による通水実験に一定の成果を収める。もっとも、「嘉永五年午三月、石樋を以試ニ而漸激流を持こたへ、積通り之高サ吹上、

通水仕候得共、石樋之継手、鉄鑄込ニ而茂永久安シ兼」とあるように、吹上げには成功しつつも、石樋の石材と石材の継目に漏水がみられ、まだ「永久」の石樋とはいいがたい状況にあった。

4. 事業申請と技術改良

注目したいのは、嘉永5年3月の吹揚樋通水実験の前月、嘉永5年閏2月に惣庄屋布田保之助ら手永幹部が、藩庁郡方に事業資金の融資を求めて「奉願覚」と題する事業申請を行っていることである。そして通水実験の翌月、嘉永5年4月には会所と南手在の村々は事業資金融資、事業認可に向けた動きを本格化させている。まず、事業の骨格を知るためにも、嘉永5年閏2月「奉願覚」の全文を引用しておく。

奉願覚

一新井手間数壹万六千八百六拾八間五合

内

六千七拾四間五合	本井手
五千六百三拾七間	分水井手九筋
五千百五拾七間	下タ井手五筋

但、南手在之内小原・長野・田吉・犬飼・新藤・小ヶ蔵・白石七ヶ村并畑村、都合八ヶ村笹原より愛藤寺迄新井手御普請奉願候分、

此御入目錢三百貳拾七貫七百三拾貳匁九分

但、御普請錢并諸入れ目錢共ニ積前、

此田開畝四拾貳町壹反壹畝貳拾七歩

但、上畝物并畝物開奉願候本畑、且野開・御山藪・空地之儀者延畝廿割之見撫を以上畝物込之積合せ共本行之通、

内

八町	成切、初年ニ開明可申分、
八町	二ヶ年目右同断、
八町	三ヶ年目右同断
八町	四ヶ年目右同断、
拾町貳反壹畝廿七分	五ヶ年目右同断、

但、開明可申畝数年ニ寄増減者可有御座候得共、右之見渡を以五ヶ年ニ全開明可申分、

此徳米百貳拾六石二斗五升七合

但、御本地畑撫反ニ野開・御山藪・空地床之儀、上畝倍込之畝数積ニ撫反三斗上納可仕候、右開明之儀御本地畑迄申候而茂平面少、多片下リニ有之候ニ付、肥土者一旦堀寄置、底土を以地撫仕候、肥土を持入候ニ付開夫之費多、竹木草立等者山々片下リ之处ニ付、猶更手入多、深堀候処者鶴嘴を仕イ候ニ付、開之手入強、殊ニ無毛之地者底土堀返候ニ付、地味折合可申儀間遠御座候候間、御本畑・野開・空地等共ニ撫四ヶ年無徳、五ヶ年目より上徳米上納被仰付被下候様奉願候、

内

五石九升貳合壹勺三才

但、費地御償米

残百貳拾壹石貳斗六升四合八勺七才

但、御錢百目ニ付上納可仕徳米三斗七合ニ相当り申候、

右者矢部手永南手在与唱候内、右村々之儀山野之地形^(カ)網目之様ニ有之、一鉢^(鉢)者南下り之土地ニ御座候得共、東者五老ヶ瀧川、南者緑川、西者千瀧川ニ而谷深、川之左右者岩山数十丈峙居、北者五老ヶ瀧川之間浜町ニ而、拾間之砥有之、四方川懸之水脈を断居候ニ付、田方者狭キ谷々ニ而、多其ヶ所々々之出水を以養候ニ付、犬飼・白石者畑勝ニ有之、右両村并長野三ヶ村者旱田所茂有之、右七ヶ村并畑村共ニ八ヶ村之田方谷頭之坪々者至而小せまちニ而、壱坪並程之狭谷ニ而、広平一円之地面者少、古田六拾町之内、田吉村畑ニ而麦地七町有之、小原列六ヶ村ニ而者八反外無御座候、其外者一毛作ニ而、右之通之地面御本方田一篇程ニ有之、諸畝物田式町三反外無御座、彼是不釣合ニ御座候故歟、長野・愛藤寺者旧来之零落所ニ而種々之御仕法被附下候得共、于今成立之期茂見エ兼奉当惑候、右之次第ニ付年来上畝仕立之願望ニ御座候処、文政度御取懸ニ相成、其後取置被仰付置候砥用手永上畝物御仕立之新井手、大略拾里程之内、井手口壱里余之处、七八分出来仕居、右之井手急流之積ニ付、寛流ニ積直、井手を上ケ候而茂、井手口岩丁場五六百間之内、過半無取用、其以下者全堀替候得共、南手境五老ヶ瀧上ニ至り、川並より直立十六間上エニ井手立ニ相成、双方之山合ニ^(カ)くゝり居候所ニ而、台共ニ高十壱間四合之目鑑を懸ケ、其上ニ四間六合石樋吹上を居候得者、南手之山ニ水を移之儀、川並より十六間高相成、南手持口小原・長野ニ而者山々半覆以下ニ通水仕候へ共、犬飼・新藤・田吉・小ヶ蔵ニ而者山々之八九合目、白石・愛藤寺ニ而者井手を下げ候而、山之頂ニ井手を移候様ニ相成候積合ニ御座候得共、高及四間六合、誠ニ水勢太ク吹上ケ申候、先蹤無御座候ニ付、五老ヶ瀧上エ同様之高寸長サを以御試被仰付候所、積通吹上ケ通水仕候ニ付惑候儀も無御座候、養水分配之儀、分水口者多御座候得共、一旦田方を養候六七歩通之落水下タ井手ニ移、地下を取賄可申弁利有之、右之取水笹原川之儀、金内川ニ流余合シ候様有之、右之内古田分水三ヶ一、残三ヶ二之内井手ニ移候、水勢金内川より者太ク可有御座候ニ付、養水者及兼候儀有御座間敷奉存候次第ハ御見聞被仰付候通ニ而、村々頻之願望ニ付、御入目錢・田開畝徳米共ニ積方仕候処、口立之通ニ御座候、惑申候吹上ケ茂見込治定仕、其外井手筋難所相見不申、堀貫九百間程御座候得共、長貫百六拾間ニ而、是者双方之堀口間風居ニ三ヶ所試候処、崩可申心遣之土^(性)難見不申、堅石ニ変可申儀も容易有御座間敷、其余ハ六七間以下ニ而、土性堅相見申候、右之通ニ而、先者丈夫之御普請迄奉存候、弥ヶ上之御出方筋、何共恐多難奉願次第ニ奉存候得共、中嶋福良井手之御見合を被為以被下、御郡方御錢出方開被仰付被下候様奉願候ニ者、今度之御普請所者手永中英ニ近寄居候得共、手永出夫仕イニ相成候得共、上矢部端五里以上、猿渡・中嶋在三里以上ニ及、太造之出夫ニ付、依之零落所者猶更一統困究ニ相成、御難題筋を移可申、於其所ニ何合ニ茂難落着御座候間、手永出夫与申候而者見込無御座候、尤困究薄様ニ漸と出夫仕イ被仰付候ハ、式拾ヶ年以上ニも及不申候間、仕懸申間敷、左様ニ年数ニ亘候而者、懸り之者も倦勞仕、終ニ者腐可申儀ニ至り可申哉、依而奉願候通被仰付被下候へハ、田畑之釣合・御補助筋者及不申上、霜害強畑方、田ニ変候得者害茂薄、野開空地三步通ニ而多、無其程之地面田ニ相成候得者、却而古田ニ勝取実仕、跡作共ニ全余分之所得ニ相成、旱田も熟田ニ相成、畑畝者減候得共、田方ニ相成候得者麦之取実一倍ニ相成、作喰減も仕間敷、長野之外六ヶ村呑水を汲候儀手遠竈々多有之、然ルニ村中通水仕候ニ付、彼是ニ亘逸稜之御救ニ而、一鉢之地面変化仕、成立之基本ニ相成、愛藤寺・津留農商を兼居候風儀、本途之百姓ニ戻り可申、過之候御仁恵者無御座候ニ付、何卒御出方開被 仰付被下候様奉願候、自然積通養水及兼候ハ、漸々出夫仕を以助水堤築立、積通開明徳米上納可仕、且御入目錢増候ハ、福良井手之通入増分者御家人継目寸志・会所官錢御償奉願、御間御出方増奉願間敷、費地御取扱、修覆料・井手方勤料等共ニ諸事福良井手之御見合を以御取扱被 仰付被下候様奉願候間、御慈悲之筋を被為以被下、幾重ニも宜敷被為及御參談被下候様奉願候、則場所略図・積一紙帳・吹上ケ御試之図面ニ相添、此段不閑、覚書を以奉願候、以上、

石原武兵衛
布田保之助

上妻半右衛門殿

「奉願覚」は次のような内容からなっている。①南手在の村々は四方を河川の峡谷に囲まれて「水脈」を断たれた畑勝ちの渇水地帯であり、一帯に水を引き、「上畝仕立」＝水田造成を実現することが村々の「願望」である。②そこで藩庁郡方から錢327貫余を借用し、笹原川の取水口より南手在の村々まで総延長16868間の井手筋を開削し、五老ヶ瀧川の峡谷には眼鑑橋（通潤橋）を架け、石橋の上に「石樋吹上」を据えて南手在に水を送り、5年間で42町余の上畝開を造成する、というものである。

③南手の峰々に水を移すには、「川並より十六間高」が必要であり、高さ11間合の目鑑橋の上に4間6合の「石樋吹上」を据えて向こう岸の峰々に水を移すという「先蹤」なき大事業であるが、同等の高さで行った通水実験で「水勢太く吹上ケ」ており、「惑候儀」はない。④藩庁郡方からの借用錢は上畝開42町余の年間収益（徳米）121石を以って返済する。

以上のように、郡代を通じて藩庁郡方への資金融資・事業申請を行い、技術的に最大難所となる吹揚樋による通水、吹揚樋の継目接続について「積通吹上ケ通水仕候ニ付惑候儀も無御座候」と自信を示しているが、実際には継目接続方については試行途中であり、通水実験も継続されていた。そして布田保之助らは、嘉永5年3月の「石樋」の吹揚樋による通水実験をふまえ、翌月、嘉永5年4月、郡代上妻半右衛門・野田平右衛門の尋問に応える形で通潤橋（眼鑑橋・吹揚樋）本体の技術的課題、融資返済のための開田（上畝開）についての請書たる「御受申上ル覚」、及び眼鑑橋・吹揚樋の技術的課題の詳細について応えた「吹上樋仕法書覚」を提出している。

「吹上樋仕法書覚」の主たる内容は、①眼鑑橋の輪石の厚さ、②橋の足附、③橋の耐久性、④吹揚樋による通水、⑤石樋継目の仕法、⑥吹揚樋通水の水分け、⑦樋内土砂の処理法、である。技術的に課題となっていた④⑤について、「吹上樋之儀、板与石種々ニ御試被仰付候処、考より茂悉吹破」、「石樋継目之儀、種々様々仕法相試候得共、悉吹破」と実験の繰り返しにふれつつ、前者については「石之操拔（繰抜）」に工夫を凝らし、後者については石材の継目の穴の熱した鉄棒を「鑄込」み、「八斗漆喰」をもって接合する方式をとり、両者について「猶以心遣者無御座儀と奉存候」「不堅固之儀者無御座儀と奉存候」と自信をみせている。

このように嘉永5年4月の「吹上樋仕法書覚」を以って現地会所側は通潤橋建設に対する技術的見通しを得ており、同月、布田保之助ら会所幹部は郡代に対し、藩有林からの橋の「足共ニ台橋材木」の拝領を願い出ている。通潤橋建設はここに動き始めたといつてよい。残るは藩庁郡方による事業認可・資金融資になるが、この点について注目されるのは、郡代上妻半右衛門が、嘉永5年9月7日付で、「こむりかせ」にて行われていた吹揚樋の通水実験に対し、次のように会所官錢殖方講の講錢の拠出を認めていることである。

一錢三貫九百貳匁叁分三厘

右者矢部手永小原列七ヶ村之儀、畑勝ニ而難渋いたし候ニ付、笹原川より新井手立之仕法を以上畝仕立として、こむりかせと申所ニ試吹上樋出来ニ付、入目錢差引不足分御出方之儀ニ付、願書被相達置候書物之趣ニ付、願之通官錢講殖方被仰付置より出方取斗有之、根帳書入等如毎可被相心候、以上、

九月七日

上妻半右衛門

布田保之助殿

石原武兵衛殿

この時点では本事業に対する藩庁郡方からの資金融資はなされていないが、上妻半右衛門は郡代の裁量で会所官錢からの通水実験経費の拠出を認めたものである。通潤橋事業が公的資金の提供を受けた最初である。郡代が会所の通水実験に会所官錢の拠出を認めたということは、郡代自身が吹揚樋の技術的見通しを確信したこと、藩庁郡方の事業認可・資金融資の近いことをうかがわせるものである。

果たして翌月、嘉永5年10月、布田保之助らは資金融資を求めて2回目の願書を郡方に提出する。今回は1回目と違い事業内容の詳細な説明をせず、この間の技術的な取組み、問題点克服の現状説明に力点を置いている。注目したいのは、吹き破れる「板樋」に替えて、「石樋」の吹上樋での通水実験に見通しを得ながら、2回目の願書では、再度「松板樋」の吹揚樋に替え、6貫550目余の経費節減を図っていることである。この吹揚樋に関する重大な変更は、布田ら会所幹部が、いまだ「板樋」か「石樋」かで迷っていたことを示すのではなく、「板樋」によってわずかでも経費節減努力を示し、郡方での早期受理をねらった手続き上のテクニクとしての印象が強い。会所側は事業認可が下りれば、実験見通しを得ている「石樋」で行くということが既定方針であったとみてよい。

かくして2回目の願書を受けて、嘉永5年11月16日、藩庁郡方から通潤橋の本体工事の認可が下りる。同年12月には郡代は惣庄屋布田保之助ら普請に関係していた会所役人、塘方助役以下の在役人（在御家人）を御用懸に任じ、布田は南手在近隣の庄屋を御用懸に任じて通潤橋の本体工事と取水口から通潤橋に至る井手筋造成の工事が本格化することになる。

以上のように、通潤橋は上畝開に対する地域の強い要請を受けて計画され、手永における先行事業の研究、技術開発の努力が、石橋（眼鑑橋）の上に吹揚樋を据えることで、峡谷を越え、石橋より高台の向こう峰に水を移すという「先蹤」なき水利・土木技術を創出し、藩庁からの融資を取りつけるに至る。

第3節 地域による巨額資金の調達

通潤橋・通潤用水事業に要した経費は最終的に錢（匁錢）720貫余に及ぶ。今日の公共事業であれば国県・地方自治体の直轄事業として行われるが、「江戸の公共事業」には、幕府・諸藩が計画した事業でない限り、政府からの財政出動はない。そもそも当時の領主財政には、社会に向けた予算というものが基本的に欠落している。通潤橋・通潤用水事業に対しても藩庁の直接の予算措置はない。直接の受益者である南手在の村々にも資金の準備はない。通潤橋・通潤用水事業という巨大水利・土木プロジェクトは、いわば資金ゼロからの事業立ち上げであった。錢720貫という巨額の事業資金はどうやって調達されたのか。

1. 藩庁資金の開拓努力

資金ゼロからの事業立ち上げを可能にしていたのは、手永会所の融資開拓に向けた努力と、公的資金の融通ルートが存在である。最大の資金調達先が藩庁の民政・地方行政担当部局の郡方である。通潤橋・通潤用水事業も当初、資金の全額を郡方の運用資金（「御郡方御錢」）から借用する「御郡方出方御普請」として計画される。会所が資金調達に苦労したのは、藩庁郡方が「先蹤」なき事業に対して容易に融資に応じなかったこと、それゆえつなぎの金融確保に迫られたこと、最終的に当初見積り額の倍額の経費を要し、郡方以外に巨額の融資開拓努力を要したことである。

前述したように、嘉永5年2月、惣庄屋布田保之助ら会所幹部は藩庁郡方に「御郡方御錢」327貫余の融資を願い出て、本事業の着工許可を申請する。同年4月には吹揚樋を含めて通潤橋本体工事に移れる技術的見通しを得ていたが、郡方の納得を得るには至っていない。そこで嘉永5年10月にも資金融資の申請がなされ、吹揚樋の石樋を「松板樋」につくり替えるなど早期の事業認可を求めて経費節減努力を示し、さらに資金融資を、①取水口から眼鑑橋（通潤橋）架橋地までの井手開削費87貫余、②眼鑑橋建造費93貫余、③南

手在の通水地域への井手開削費 139 貫余、以上の三つに分け、①については、この井手で開く田地（上畝開）の収益で返済する、問題の②については、工事が万一失敗した場合、「会所官錢」（手永の備蓄米錢）で年賦返済する、③については、眼鑑橋・吹揚樋が成就したうえで拝借するという、提案をしている。

その結果、嘉永 5 年 11 月には郡方の長、奉行から通潤橋の本体工事の許可が下され、会所側も通潤橋の本体工事に着手するが、資金融資は容易に認められなかった。そこで会所側は嘉永 6 年 2 月、同 6 年 3 月に願書を提出し、4 度目の上申となる嘉永 6 年 3 月の「再三奉願覚」において郡方の受理するところとなる。錢 327 貫余の申請額のうち、同年 4 月 10 日に錢 100 貫の融資が許可され、同 8 月 2 日に 81 貫 500 目の都合 181 貫 500 目の融資が許可された。以後翌安政元年 8 月にかけて笹原川の取水口から吹揚樋までの井手筋開削、橋・吹揚樋の本体工事が行われ、安政元年 8 月には吹揚樋の通水実験も成功し、通潤橋の渡り初めも行われて、南手在の村々にいたる井手筋（上井手・下井手と分水井手）の造成と最終目的たる上畝開（水田造成）を残す段階となる。

2. 事業経費の増大と融通関係

ところが事業経費は膨らみ続け、安政元年 8 月には「存之外、御入目錢増」（安政元年 8 月 12 日「申談頭書」）、吹揚樋台の「御入目錢、三倍增」（安政元年 8 月「乍恐奉願覚」）といった事態になる（「南手新井手記録」）。藩庁郡方からの「御郡方御錢」の融資が遅れ、安政元年 8 月の時点で 327 貫余のうち 181 貫余しか融資されていない状況のもとで会所の資金調達はどうに行われたのか。

同じ安政元年 8 月、惣庄屋布田保之助ら会所幹部が現地査察に訪れた郡横目に示した経費報告書「覚」によると、この時点での「現実」の経費は当初計画より相当に増大し、錢 486 貫余に達している。このうち藩庁郡方より融資された「御郡方御錢」は 181 貫余であり、残る 305 貫余は「内輪借用を以、御取防ニ相成居候分」とされている（「南手新井手記録」）。「取防」という文言には、豊後方面からの岡札（藩札）も流入する浜町において、利子分の増大を抑えつつ、つなぎの資金を調達して事業の継続を確保していた苦労をうかがい得る。会所側は吹揚樋の通水実験が成功したことを踏まえて、郡方に対し当初の申請額 139 貫 580 目 5 厘に、吹揚樋の板樋を石樋に再度変更したことによる増額分 6 貫 550 目を加えた融資の履行を求める。

この会所側の「内輪」の経費工面のやりくりの様子は、同じ安政元年 8 月、惣庄屋布田保之助が郡代上妻半右衛門に提出した経費報告書たる「覚」によって知ることができる（「南手新井手記録」）。表 (Tab) 1-3-12 がそれを示したものであるが、まず経費の「積前分」

（経費予定額）が 563 貫 6 目 5 分 5 厘となり、同じ 8 月の数字ながら先の 486 貫余という経費から 76 貫余も増額している。しかも工事が終了している取水口（笹原磧口）から吹揚樋際までの井手筋造成費が当初の「積前分」87 貫余のところ、「現実御普請錢」は 124 貫余に増大している。

積前分 563 貫余のうち資金調達に見

表 (Tab) 1-3-12 通潤用水事業経費調達状況（安政元年 8 月）

費 目	銭 額
入目積前分	563 貫 6 匁 5 分 5 厘
笹原磧口より吹上際迄新井手料	87 貫 825 匁 5 厘
吹上御普請料当時迄の積前分	305 貫 151 匁 1 分 5 厘
吹上以下新井手御普請料積前	139 貫 580 匁 5 厘
牧野村にて積の外上畝仕立御普請錢	30 貫 450 匁
融資調達見込分	231 貫 942 匁
①御郡方御錢拝借分御出方願置候分	181 貫 602 匁
②大宮司殿仕立講当会所手取錢殖方の内より御出方分	35 貫 匁
③三度目手永仕立官錢講の内より御出方分	7 貫 942 匁
当座借入金	331 貫 64 匁 5 分 5 厘
④御家中より拝借分	38 貫 匁
⑤三朱利付を以会所賃殖方より当分引請候分	100 貫 匁
⑥野尻市左衛門・下田作左衛門より利付を以当分差出に相成候分	19 貫 600 匁
⑦三ヶ年元利年割を以御家人并庄屋・村役人より差出候分	41 貫 匁
⑧当十二月限賃殖方より引請候分	20 貫 匁
⑨当十二月限馬見原八田武左衛門列より信用分	50 貫 匁
⑩自分信用手当可仕分	62 貫 37 匁 5 厘
借入見込分	貫 匁
⑪御郡中助合可申夫賃錢分	25 貫 匁
⑫御郡中助合可申三拾貫目講の内	15 貫 匁
⑬此節御出方願前	139 貫 580 匁 5 厘
⑭吹上樋石と板との差引差出御出方願前	6 貫 550 匁 8 分 5 厘
⑮三度目手永仕立官錢講殖方の内	15 貫 匁
⑯大宮司殿講手取錢殖方被仰付置候内より御出方奉願候分	65 貫 匁
⑰四手永催合講殖方の内、御出方願前	35 貫 匁
⑱牧野村にて積の外上畝徳米目当を以御出方	30 貫 450 匁
⑲三度目手永講殖方元入錢の内より入可申見込分	12 貫 500 匁

「南手新井手記録」による

込みが立っているのは、既に郡方より拝借している「御郡方御錢」181 貫余 (①)、「仕立講」への会所官錢出資分 42 貫余 (②③) であり、残る 331 貫余は「当分拝借等を以御取防ニ相成居候分」、つまり諸方からの当座の借用分 (④～⑩) となっている。

会所官錢による「仕立講」での「殖方」(利殖)、講錢による積前分への充当については、次に示す布田ら会所幹部が郡代に了解を求めた安政元年 8 月の「奉願覚」によって窺うことができる。

奉願覚

一錢六拾貫目

但、去ル天保九戌年、大宮司殿仕立講二番会、手元錢百貫目殖方被仰付置候内、本行之通本来年終座ニ相成申候、

一同四拾貫目

但、去ル天保六末年、二度目手永仕立官錢講七拾貫目、嘉永二年終座ニ相成、殖方被仰付置候内、本行之通、

一同三拾五貫目

但、去ル嘉永四年、三度目手永仕立官錢講取立錢殖方被仰付置候内、本行之通、
此懸戻錢三貫八百五拾目

但、一割を加、利錢共ニ、

一同三拾五貫目

但、新道・新井手御普請備として弘化四未七月、四手永催合仕立講、初会取立錢殖方被仰付置候分之内、本行之通

此懸戻錢貳貫七百五拾目

但、座料貳百五拾目、四手永割合前、

錢合百七拾貫目

但、吹上樋御普請料不足為御償、御出方被仰付被下候様奉願候、尤、右上畝開徳米後年開増有之、御間上納之外余徳米御座候ハ、本文之稜々徳米被為拝領被下候様奉願置候通ニ御座候、

懸戻錢六貫六百目

内

貳貫七百五拾目

但、四手永講来暮より懸戻十三ヶ年と相見申候、本行之錢高御年貢余錢御償御出方被仰付被下候様、

三貫八百五拾目

但、三度目手永仕立官錢講、来暮より七度興行七ヶ年分、御支配錢より右同断、
右者、吹上樋御普請料不足錢御償之儀、口立ニ申上候通被仰付被下候様奉願候、尤、右稜々講錢之儀、外ニ御償之御目当を以組立被仰付置候処、此節御償御出方ニ相成候而ハ、折角御組立被仰付候御備之稜々御取行御指支、於其所奉当惑候処、右吹上樋之儀、⁽⁹⁾ 普通を存候御普請ニ而、案外之入増ニ相成、右御償錢之儀稜々之碎辛キ御仕法被仰付被下候訳を以、猶大宮司殿仕立ニ可相成稜合ニ相成居候哉之百貫目講二番会、諸手永江相談仕、所望を以責而右之錢高丈、右稜々御備ニ奉頼度奉存候間、宜ク被仰付被下候様奉願候、此段覚書を以申上候、以上、

嘉永七年寅八月

間部市太郎

石坂禎之助

石原夫兵衛

布田保之助

上妻半右衛門殿

この史料は、布田保之助ら事業を主導する会所幹部が、郡代上妻半右衛門に対し、吹揚樋経費不足分補充のために仕立講に出資している会所官錢（講錢）の充当を願い出たものである。会所官錢とは年貢の雑税部分を中心に会所で備蓄したものであり、郡代に許可を求めているように、あくまで官錢であるが、その運用は会所側に任せられていた手永の自主運用資金でもある。当時の官錢の一部が「手永仕立官錢講」「四手永催合講」「手永仕立講」、阿蘇大宮司「仕立講」など多様な仕立講を通して「殖方」が図られている。願書によると、これら講錢は別の経費目的に備えて仕立講に出資されており、できれば「諸手永江相談」して阿蘇大宮司の仕立講の講錢を借り受け、充当したいと願い出ている。「諸手永」には阿蘇郡の手永も含まれていたはずであり、会所官錢が郡域を越えて講など広範囲で運用されていたことを知り得る。官錢はその他さまざまな「殖方」（利付運用）に回されており、こうした領内諸地方に及ぶ融通関係の中で、つなぎの運用資金が調達されている。先の②③はこれに関係する。

3. 多様な融通関係と郡中連携

借入金は事業継続のつなぎ資金となる「当座借入金」と、「当座借入金」を早期に返済するための「借入見込分」に分かれる。「当座借用分」は手永会所が取り結ぶ多様な融通関係のもとで、つなぎ資金として借用されたものである。「会所質殖方」「質殖方」（⑤⑧）は手永会所保有の質物を熊本藩豊後領久住の歩入所という公設質屋を通じて運用されていたものを一時的に流用したものであり、また借入れ先も手永内の町場（浜町・馬見原）の有力在御家人（⑥⑨）や「御家中」（④）にも手を伸ばしている。「御家中より拝借分」とは、会所が手永内の給人や、家中が藩庁部局を通じて運用していた出資金を借用していたものと推測される。注目したいのは、手永の在御家人に関わる借入れの存在（⑥⑦⑨）である。当該部分を示すと次の如くである。

拾九貫六百目

但、野尻市左衛門・下田作左衛門より利付を以当分差出ニ相成候分、
四拾壹貫四百貳拾七匁

但、三ヶ年元利年割を以御家人并庄屋・村役人より差出候分、
（中略）

五拾貫目

但、当十二月限、馬見原町八田武左衛門列より借用分、

初めの二項は「差出」とあるように、寸志に近い形で浜町および手永内の在御家人などに出資を呼びかけたものである。野尻市左衛門・下田作左衛門は御留守居御中小姓列という在御家人として最上位の肩書をもつ浜町の有力者（地主・高利貸）であり、後述のごとく彼らは通潤橋の本体工事が開始される段階に寸志に応じ、さらに「当分」の出資要請に応じている。彼らは手永の行政役職を果たす在役人となることはなく、いわば資力をもって応分の役目を果たしていた。馬見原町の八田武左衛門も酒屋・高利貸の有力在御家人であり、「八田武左衛門列」とあるごとく、八田は馬見原町の酒屋中を組織して出資に応じたものとみられる。「自今借用手当可仕分」62貫余とは、これから借用先を開拓するもので、本事業が当座のつなぎ資金を借

用して「取防」を行いつつ事業継続を図っていたことを象徴している。

次の「借入見込分」は、これら「当座借入分」を早期に返済し、長期返済を意図したものであり、「当暮借入見込分」(⑪～⑮)と催合講からの融資(⑯～⑲)に分かれ、後者は「来暮後入」と翌安政2年暮の借入れが予定されている。これらの借入項目の中で、次に示すような郡内他手永との催合的な借入形態(⑪⑫⑰)に注目しておきたい。

式拾五貫目

但、御郡中助合可申夫賃銭分

拾五貫目

但、御郡中助合可申三拾貫目講之内、半方此節償ニ被差加、残拾五貫目質殖を以掛戻被仰付度分、
(中略)

三拾五貫目

但、四手永催合講殖方之内、御出方願前、尤現物者大宮司殿講所望見込分、

矢部手永からみた場合、上益城郡の他の4手永は「里四手永」と自称し、上益城郡5手永としてさまざまな共同行動をとっている。5手永で「催合講」「手永仕立講」を組織し、矢部手永の窮状に対して「御郡中助合」に動き、通潤用水事業の「御償」＝事業資金不足への充実に協力している。5手永の融資関係を示す史料を次にあげておく(「南手新井手記録」)。

覚

一錢七貫目完

右ハ矢部手永新井手普請余斗之入増ニ相成、種々之御仕法ニ而御償被仰付候得共、差引三拾五貫目余之不足ニ相成申候、此上御償御出方之見込筋無御座候ニ付、一手永より七貫目完御支配銭之内より利無ニ五ヶ年被為拝借、五ヶ年後年賦返納被仰付被下候様、所ニ寄十代扶持方寸志相倡、御償被下候様、治定之儀ハ手永限追而可申上候間、可然様被仰付被下候様奉願候、此段私共連名之覚書を以申上候、以上、

安政二年十二月

三村伝兵衛

光永平藏

布田保之助

丸山平左衛門

川瀬安兵衛

横田善左衛門殿

南手在の新井手普請が終盤にさしかかってきたところで、35貫目の資金が不足し、矢部会所と「里四手永」が相談し、上益城郡5手永の惣庄屋連名で「御支配銭」(会所官銭)から5貫ずつ無利子の出資を行うことを郡代に願い出たものである。この時期、矢部会所には手持ちの官銭がない、「会所官銭払底」の状態にあり(「南手新井手記録」)、「里四手永」が「御郡中助合」の出資を申し出たものである。

注目されるのは、5手永の惣庄屋が「所ニ寄、十人扶持方寸志倡」による「御償」を願い出ていることである。在御家人の身分相続には継目寸志と称する一定額の献金を必要とするが、「十代扶持方寸志」とは、十代(事実上、永代)にわたって扶持方・身分待遇を認めることを謳い、大口の寸志者を募集しようというものである。矢部手永において1口(1人扶持)銭8貫目で都合50人扶持(400貫目)の募集を計画している

事実を考えると、「所ニ寄」の寸志とは、直接的には矢部手永の寸志計画を後押しする、上益城郡惣庄屋が連携した政策提案といえる。このように、手永を越えた新たな広域行政の枠組みとして「郡」の機能が実態化している現状をうかがい得る。

さて、安政2年（1855）6月、南手在井手筋の普請状況を点検し、来春までに全ての井手筋工事を終え、通潤用水の完成を迎えるとの見通しを持った会所幹部は、事業経費の最終予測と資金調達についての覚書を作成している（「南手新井手記録」）。この時点で総経費は744貫余と見積もられ、最終経費にはほぼ匹敵する。総経費は「御出方分」と「以後入可申分」に分けられている。「御出方分」398貫余はすでに支払われた経費であり、藩庁郡方からの融資（「御郡方御銭」）が大部分を占める。「以後入可申分」は今後の支払に回す分であり、「諸拝借并当分借用分」とされている。経費総額、資金構成が藩庁記録「町在」などが収載するそれと近似しており、事業の最終的な資金調達形態として表(Tab)1-3-13に「町在」収載の最終経費構成を示しておく。ここでは「御郡方御銭」327貫余以外の分は「御普請入増分、会所官銭并民力強寸志等を以、於所柄種々之御仕法組を以御償被仰付候分」、あるいは「諸拝借并御家人以下当分利付を以調達仕候分」と一括されており、会所作成の覚書によって藩庁郡方からの融資以外の資金「調達」「仕法組」の最終状態が判明する。

表(Tab)1-3-13 通潤用水事業の最終資金調達構成（安政4年）

費目	銭額
御郡方御銭御出方	327 貫 732 匁 9 厘
御家人継目寸志銭	16 貫 598 匁 4 分 8 厘
矢部会所官銭	42 貫 500 匁
御郡中加勢夫賃銭の内、鯉・木倉手永分	11 貫 533 匁
諸拝借并御家人已下当分利付を以調達仕候分	343 貫 395 匁 1 分 2 厘
合 計	741 貫 758 匁 6 分 9 厘

永青文庫「町在」による。牧野懸下井手16貫600匁を含む

資金調達の方式は、大別すれば①会所官銭の充当、②在御家人からの寸志・拝借、③郡中・他手永からの融資、④仕立講からの融通、⑤家中からの借用、となる。ここで注目したいのは、在御家人からの寸志・拝借分の存在である。中略を省略して史料の当該部分を示せば次の如くである。

拾六貫五百九拾貳匁四分八厘

御家人継目寸志銭被仰付候分、

貳百四拾貫七百八拾四匁四分三厘

但、御家人已下当分利分を以調達分、

百六拾貫目

但、永代扶持上納銭目当分、

在御家人からの寸志は、嘉永6年12月、通潤橋の本体工事に着手するに際して募集され、総額47貫330目に及んでいる。このうちの16貫余が本事業に投入されている。在御家人の寸志状況は表(Tab)1-3-14に示した通りである。浜町には富裕者（地主・高利貸）が集まっており、前出の野尻市左衛門・下田作左衛門はその中心である。「御家人已下当分利分を以調達分」は野尻・下田ら御留守居御中小姓クラスを中心に借用されたものであろう。「永代扶持上納銭目当分」は先の上益城郡惣庄屋5人による連名提案を具体化したものである。

以上、通潤橋・通潤用水事業の経費調達について検討してきた。この事業は、藩庁からの予算措置などない、地元にも資金準備のない、資金ゼロからの事業立ち上げである。その一貫した特徴は、手永が総力をあげて一地域の事業の資金調達に努力していることであり、藩庁を含めた、手永会所が取り結ぶ公的資金の融通関係が全額借財という事業の実現を可能にしている。手永の運営財源たる会所官銭が「払底」という

事態に直面しながら、事業が継続推進されていることに驚かざるを得ない。銭（匁銭）720 貫という巨額の経費は、受益者たる南手在の村々に代わって、手永が全面的に責任主体となる。手永が巨額の事業資金の開

表(Tab)1-3-14 通潤用水事業寸志者一覧（嘉永6年12月）

席次・居村名	名前	寸志額	寸志	福良井手寸志額
御留守居御中小姓列	浜町 富田内蔵大	銭2貫	銭 2 貫	銭 850 目
"	" 野尻市左衛門	5貫	5 貫	1 貫 30 目
"	" 野尻万九郎	3貫500目	3 貫 500 目	100 目
"	" 下田弥十郎	3貫	3 貫	390 目
"	" 下田作左衛門	5貫	5 貫	
諸役人段	浜町 伴 惣三郎	1貫500目	1 貫 500 目	400 目
一領一疋	浜町 井上次兵衛	500目	500 目	
"	" 下田弥兵衛	2貫	2 貫	
"	" 下田周平	1貫500目	1 貫 500 目	
"	" 下田熊之助	200目	200 目	
"	" 野尻助左衛門	1貫	1 貫	
諸役人段	上名連石村 一瀬十左衛門	500目	500 目	
一領一疋	" 大林孫左衛門	500目	500 目	
"	" 伴 嘉藤太	2貫	2 貫	
"	" 本田林左衛門	1貫	1 貫	
地土	" 志賀若木太	500目	500 目	
"	" 山村文左衛門	1貫	1 貫	
"	仏原村 藤岡源左衛門	1貫	1 貫	100 目
"	" 熊川利左衛門	250目	250 目	
郡代直触	" 中原久左衛門	500目	500 目	
地土	男成村 高橋文次	1貫	1 貫	150 目
"	上川井野村 山下庄之助	500目	500 目	
"	大川村 甲斐宗兵衛	1貫	1 貫	270 目
"	川内村 藤嶋善兵衛	500目	500 目	
郡代直触	" 藤沢次郎	500目	500 目	
地土	高月村 林 半兵衛	2貫	2 貫	
"	郷野原村 中村栄九郎	1貫500目	1 貫 500 目	
"	鶴底村 兼瀬関左衛門	500目	500 目	
郡代直触	千瀬村 工藤宗次郎	500目	500 目	150 目
"	下馬尾村 井手代三次	500目	500 目	
"	麻生村 後藤夫三次	250目	250 目	
"	藤木村 佐野一郎右衛門	1貫500目	1 貫 500 目	100 目

永青文庫「覚帳」による

拓に責任を持ち、通潤橋・通潤用水という恒久的な農業インフラを整備し、南手在という台地の渇水地帯に水田を造成して、42 町の水田収益を以って事業資金を返済する仕組みをつくり上げるに至る。

第4節 地域管理体制の構築 ―矢部手永と南手在にみる幕末日本社会の到達形態―

通潤橋・通潤用水事業は、南手在の村々を受益対象に、矢部手永の事業として推進される。事業に要した巨額の資金の返済は直接の受益者たる南手在の上畝開徳米により返済されることになるが、事業は一貫して手永の責任で進められ、巨額の事業資金も対外的には手永の借財となる。南手在の村々を受益対象とした通潤橋・通潤用水事業は、文字通り手永の公共的な事業として位置づけられている。そこで手永と南手在の村々との間において、事業（井手筋開削と上畝開造成）の完遂、事業完成後の通潤橋・通潤用水の維持管理、生産態勢の保全、事業資金の計画的返済をめぐる地域管理体制が構築される。

1. 村々の請書と手永の請書

その第一歩は、事業の立ち上げに際して、藩当局への第1回目の事業申請から2か月後、南手在村々の庄屋と惣庄屋ら会所幹部が、出在した郡代の尋問に回答する形で提出した請書たる「御受申上ル覚」と題する請書の作成に示されている。通常、藩側の公的融資を受ける場合、受益対象の地域・村は融資返済履行を確約した請書として「御受申上ル覚」の提出を求められる。注目したいのは、通潤橋・通潤用水の場合、請書が受益対象の南手在の村々からだけでなく、手永側からも提出されていること、村々からの請書が郡代では

なく、惣庄屋布田保之助に宛てられていることである。南手在村々の請書「御受申上ル覚」の書出しと末尾部分を示すと次の如くである。

御受申上ル覚

矢部手永南手在上畝開御普請ニ付願置候趣御座候処、今度御出在ニ而吹上樋之場所を初、井手筋・開場所等共ニ御見分ニ相成、御普請仕法筋稜々御頭書を以御問合之趣承知仕、左ニ此儀書を以申上候、

(中略)

右稜々御問合之趣、此儀書を以御返仕候通ニ御座候、右者第一惑居申候吹上樋之儀、漆喰継手之仕法共ニ御見分之通御試ニ而不安意ニ奉存候儀者無御座、井手筋之儀間数者長ク御座候得共、難所と申程之儀も無御座、後難御座候ケ所も相見不申、将又堀貫之儀地中ニ而差斗者難出来候得共、双方之口々多ク灰石ニ付、貫ニ者最上之土性ニ有之、右之内ニケ所土立ニ付、双方試堀仕候処、是又土性堅有之、追年崩広可申恐有之候貫之土性茂右之通ニ付、御普請向ニ者惑候儀者無御座、万一ニ茂見込ニ違候儀御座候共、聊御損財者奉懸間敷候、願之通御免達被仰付被下候ハ、御普請向之儀此上重疊研究仕、請払等入念取扱可申奉存候、徳米上納之儀、此儀書を以申上候通相心得、三升七合之規矩上納者屹ト可仕候間、開増有余御座候節者修覆受、徳米上納可仕段ハ初発受書も御達申上置候通御座候処、右者小前より得斗及示諭候上之儀ニ候哉、自然上徳米上納之場ニ至、免哉角申出候様之儀者有之間敷哉、右等之境、猶手詰仕候様御委細被仰付候趣奉得其意候、私共村々手詰仕候処、右者初発御達申上候通ニ而、本方延畝村毎ニ異同茂有御座候得共、苧畑野開壺畝、撫有畝三畝も可有御座、左候得者三畝ニ出来米三斗六升程も有之、小前より為合ニ相成可申候間、開畝有畝三畝を式畝ニ御極被仰付被下候様奉願置候通被仰付被下候ヘハ、徳米上納之儀聊無間違上納仕せ可申、為其私共連名、御受書仕上申候、以上、

小ヶ蔵村庄屋

嘉永五年四月

弥太郎

犬飼

白石村庄屋

宗兵衛

小原

田吉村庄屋

平右衛門

新藤庄屋

岩崎清蔵

畑村庄屋

甲斐源右衛門

長野村庄屋

志賀準平

布田保之助殿

中略部分は郡代の尋問と村側の回答に相当する。郡代の尋問内容は、①石橋の強度・耐震性、吹揚樋（石樋）の強度、特に水压に耐える切石と切石の継目の工法、②経費削減の余地、③普請労働力の「郡受」（郡中受持ち）の余地、④融資返済に対する村方の覚悟、村方請書の提出、⑤村別・竈別開田畝数の調査、⑥新井手の古田への障り、⑦開田徳米の額、⑧井手用地（費地）の償米（代替年貢）、⑨眼鑑橋（通潤橋）・井手筋

の補修料、などである。尋問内容は詳細で、回答も具体的である。

ところで、④において、郡代は、融資返済に対する村方の覚悟として「村方請書」の差出しを求めているが、この「御受申上ル覚」自体が「村方請書」である。実は、この「御受申上ル覚」とは別にほぼ同文の請書が存在する。それは惣庄屋布田保之助ら会所幹部が郡代野田平右衛門に提出したものである。結論的にいえば、請書は本来会所・惣庄屋側から郡代に宛てたものとして作成され、郡代からの要求もあり、庄屋による「村方請書」は会所・惣庄屋請書の本文をそのまま利用しつつ、村方対応の末尾部分を接合させる形で作成されている。しかも会所・惣庄屋請書の料紙の継目に庄屋請書の末尾部分の料紙を貼り付けたような作成形態をとっており、明らかな文章の不整合がみられるが、本来ならば事業資金の上畝開徳米による返済を確約した請書を作成すればよいものを、通潤橋の技術的問題まで含めた事業全体に対する責任を明示する形で庄屋請書が作成されているところに、本事業における手永と南手各村々との一体的な関係が示されている。

表 (Tab) 1-3-15 南手各村々庄屋取締り体制 (安政元年 8 月)

村 名	時 期	担当庄屋
畑 村	8 月中旬	新藤村庄屋 岩崎清蔵
	8 月下旬	小ヶ蔵村庄屋 弥太郎
新藤村	8 月中旬	牧野村庄屋 原田利兵衛
	8 月下旬	小原・田吉村庄屋 平右衛門
小原村	8 月中旬	小ヶ蔵村庄屋 弥太郎
	8 月下旬	犬飼・白石村庄屋 宗兵衛
小ヶ蔵村	8 月中旬	小原・田吉村庄屋 平右衛門
	8 月下旬	津留村庄屋 藤九郎
田吉村	8 月中旬	犬飼・白石村庄屋 宗兵衛
	8 月下旬	小ヶ蔵村庄屋 弥太郎
白石村	8 月中旬	津留村庄屋 藤九郎
	8 月下旬	小原・田吉村庄屋 平右衛門
長野村	8 月中旬	犬飼・白石村庄屋 宗兵衛
	8 月下旬	畑村庄屋 甲斐源右衛門
津留村	8 月中旬	小ヶ蔵村庄屋 弥太郎
	8 月下旬	犬飼・白石村庄屋 宗兵衛
犬飼村	8 月中旬	畑村庄屋 甲斐源右衛門
	8 月下旬	牧野村庄屋 原田利兵衛
牧野村	8 月中旬	小原・田吉村庄屋 平右衛門
	8 月下旬	犬飼・白石村庄屋 宗兵衛

「南手新井手記録」による

2. 会所と村々の地域管理

通潤橋・通潤用水事業において安政元年 8 月は大きな山場となる。同年 2 月、通潤橋（眼鑑橋・吹揚樋）の本体工事、笹原川の取水口から吹揚樋までの井手筋が完成し、通水実験が成功する 8 月には事業全般にわたる資金計画が本格検討され、南手在（白糸台地）における井手筋開削と上畝開に着手する段階となる。南手在の村々の責任は格段に重くなり、会所と南手在の村々による地域管理体制は新たな段階に入る。

南手在村々の特徴的な動きは、村々の庄屋が 8 月 12 日を皮切りに寄合を繰り返し、合議結果を「井手下タ庄屋中申談頭書」として書き留めていることである。

庄屋寄合は 8 月中下旬に予定されている井手筋普請、

具体的には、南手在を縦貫する幹線の井手（上井手・下井

手）と毛細化した分水井手の開削に伴うものであり、8 月 12 日の寄合では普請に対する村民の引き締めを図るべく、「不心得之者」の取り締まりを申し合わせ、役元の太鼓を合図に朝起しを行い、表 (Tab) 1-3-15 に示したように、村ごとの井手普請を他村の庄屋が交代で督励する方式がとられている。

井手筋普請に伴って、安政元年 8 月には上畝開の対象地の確定の作業を行っている。表 (Tab) 1-3-16 はその確定結果を示したものである。前述したように、当初の開田予定面積は 42 町 1 反 1 畝 27 歩であり、この

表 (Tab) 1-3-16 南手村々の開田予定畝数 (安政元年 8 月)

村名	本方	野開・茶床	空地	御蔵・請蔵	その他	合計	当初の開田畝地
畑 村	1 町 4 反 5 畝 15 歩	4 反 6 畝 18 歩				1 町 9 反 2 畝 3 歩	1 町 9 反 2 畝 3 歩
小原 村	1 町 4 反 9 畝 12 歩	1 町 1 反 5 畝 24 歩	2 反 2 畝 6 歩			2 町 8 反 7 畝 12 歩	2 町 9 反 7 畝 12 歩
田吉 村	2 町 3 反 4 畝	5 反 3 畝 24 歩	4 畝 12 歩	2 反	産物束 1 反 5 畝	3 町 2 反 7 畝 6 歩	3 町 2 反 1 畝 6 歩
長野 村	1 町 1 反 5 畝 3 歩	1 町 2 畝 18 歩	8 畝			1 町 8 反 5 畝 21 歩	1 町 8 反 1 畝 3 歩
犬飼 村	7 町 2 反 7 畝 3 歩	3 町 5 反 6 畝 6 歩	2 町 7 畝	1 町 3 反 6 畝		14 町 2 反 6 畝 3 歩	14 町 3 反 3 畝 15 歩
新藤 村	6 町 2 反 1 畝 18 歩	3 町 3 反 7 畝 12 歩		2 反 4 畝		9 町 8 反 3 畝	9 町 8 反 7 畝 24 歩
小ヶ蔵 村	1 町 4 反 8 畝 27 歩	6 反 8 畝 6 歩				2 町 1 反 7 畝 3 歩	2 町 1 反 5 畝 27 歩
白石 村	2 町 7 反 6 畝 21 歩	2 町 6 反 6 畝 6 歩	3 反 7 畝	1 町 8 反 7 畝	御山 6 畝	5 町 9 反 2 畝 27 歩	6 町 2 畝 27 歩
(合計)	24 町 5 反 1 畝 3 歩	13 町 4 反 6 畝 24 歩	2 町 7 反 8 畝 18 歩	3 町 6 反 7 畝	2 反 1 畝 (註)	42 町 1 反 2 畝	42 町 1 反 1 畝 27 歩
牧野 村		1 町 9 反 4 畝 12 歩		1 反			
(総計)	1 反 8 畝 9 歩	15 町 4 反 1 畝 6 歩	2 町 7 反 8 畝 18 歩	3 町 7 反 7 畝	2 反 1 畝	44 町 6 反 7 畝 15 歩	

「南手新井手記録」による。(註) 史料は 42 町 1 反 1 畝 27 歩

数字に基本的な変化はない。注目したいのは、開田の合計に変化はないものの、本方（検地帳登録分）の畑地を除く野開畑・空地などには「有畝」（実際畝数）として当初の畝数より相当の増加がみられることである。

具体的には8町8反1畝12歩の分が「有畝」として17町6反2畝26分とされ、8町8反余の増加をみている。「有畝」による増加分を含めて合計畝数を42町余一致させているが、畑地（本方）は当初予定分が上畝開の対象とされたはずであり、この時点で実質田開畝数は後述の修覆料や山藪などでの増加分を加えて70町近くには達していたとみられる。増加分は会所官銭に充当されることになる（「南手新井手記録」）。

ところで、安政元年8月の上畝開の確定作業で注目されるのは、同年11月7日付で郡方の奉行から許可されている「新井手修覆料備」15町の仕立方である。これは42町余の上畝開とは別に15町余の上畝開を通潤用水の維持管理料とするものであり、開明け後3年間は無徳（上納免除）、4年目から20年間、修覆料として「会所備」が認められている。この15町余の上畝開も安政元年8月の上畝開畝数の確定作業を通して設定されたとみられる。

会所は、安政元年9月に吹揚樋の工事が終了すると、会所幹部役人による南手在村々の井手筋普請と上畝開への監督姿勢を強める。具体的には石原平次郎・佐藤伝兵衛ら4人の吹上樋御用懸を「上畝物等開明請持」に任じる。石原平次郎が犬飼村・牧野村・津留村、佐藤伝兵衛が白石村・小ヶ蔵村、仁市郎が長野村・小原村・畑村、半左衛門が新藤村・白石村の受持となる（「南手新井手記録」）。

井手普請は8月中下旬のあと、秋の収穫が一段落する10月15日から年末にかけて行われる。そこで手永会所は10月12日付で普請場の監督者要領と普請場法度というべき「法令」を定めている。前者は普請丁場の監督に当たる「庄屋・役頭」に示したものであり、出夫者の監督（朝起し・早着到・宿改め）、庄屋・役頭の出立ち（陣笠、村旗）などを定めている。後者は次のようなものである（「南手新井手記録」）。

覚

- 一御普請向者差図之通、入念相図之太鼓ニ而駆引いたし可申事、
- 一諸作損引不申様、竹木猥ニ伐り間敷事、
- 一喧嘩口論致間敷事、
- 一御普請中酒用イ申間敷事、
- 一宿村々妨ニ不相成様、神妙ニ可相心得事
- 右之法令相守候様、若於相背者屹ト可申付事、

寅十月十二日

会所自ら「法令」と称しているように、普請現場の出夫者と監督者に向けて出した法度といってよい。違反者・懈怠者には処罰が存在した。こうした会所側の管理姿勢に対応しつつ、南手在村々も12月に着手を予定している「田開」（上畝開）を控え、自らの取り締まり規律を定めている。

覚

- 田開年限中格別取締方被仰付候ニ付、取扱筋左之通、
- 一正月出入之儀三ヶ日ニ出入いたし、四日より田開ニ打立、日数七日開方仕せ、自然四日迄ニ打立不申者御見当ニ相成候得ハ締方被仰付候間、奉得意候様小前々々江得斗申聞事、
- 一作事之儀可成丈ケハ田開年限中見合可申、如何ニも行レ不申者ハ前廉奉願、御見分之上無余儀分ハ御免被仰付候間、其段屹ト可申聞事、
- 一吉凶礼出入之儀、御俟約御取締被仰付候通相心得、多人数出入決而不仕様可申付事、
- 一村ニ寄井手下ニ開畝持合不申者ハ空地・御山藪等請持せ開せ可申候、尤御山藪ハ来ル五日限願書差出可申事、

一田開ニ来月三日より打立、日数五日開方致せ可申、田開日限中ハ御打廻御見分被仰付候間、自然心得違之者有之候得ハ締方被仰付候間、屹ト相心得候様可申付事、
一新井手下ニ田開畝多、年限中開明仕法付兼候分ハ開畝持合不申者へ相応之替地致せ候様取斗可申事、
一御入目銭不足ニ付、可成丈ケハ出夫を以償可申候、出夫数積合せハ追て御達可申上候得共、小前々々現夫ハ春四順、秋四順と申儀可応、替置可申事、畑畝数ハ春秋六順、
一田開日限中、開畝持合せ不申者も空地開せ候歟、又ハ手間替等致候外仕事ハいたし不申様取斗可申事、
一九月以来之出夫取しらへ、来月三日迄ニ平右衛門方へ遣シ可申事、
右稜々申談候趣、小前々々近々寄合いたし可申、寄合致し候日限前廉ニ新藤御小屋へ可申達、左候得ハ田開御受込衆より透次第ニ御出方ニ相成申筈候ニ付、其取斗致可申事、
右ハ此節会談仕相極候趣、屹ト取行可申候、以上、

寅十一月廿五日

昨日新藤御小屋ニ而申談仕候頭書差廻候間、継々無滞至急ニ御順達可被下候、以上、

十一月廿六日

庄屋

平右衛門

新藤 小ヶ蔵 白石 牧ノ

右村々御庄屋衆中

本文書は、南手在村々の庄屋が、安政元年11月25日に新藤村の「新藤御小屋」に集まり、来月3日から取り掛かる田開について取り決めたものである。注目したいのは翌11月26日付の末尾部分であり、庄屋平右衛門が前日の庄屋寄合の取決めを新藤・小ヶ蔵・白石・牧野の4か村の庄屋に通知したものである。嘉永5年の時点で平右衛門は小原村・田吉村の庄屋である。末尾部分によると、宛所となっている新藤村ら4か村の庄屋は前日の寄合に参加していないようにとれるが、「新藤御小屋」で開かれた寄合に新藤村庄屋が加わっていないはずはない。つまり本文書は、前日開かれた寄合の取決めについて、庄屋中の取りまとめ役であった平右衛門が4か村の庄屋に回覧させて確認を求めたものとみてよい。4か村は通達類の回覧ルートであったとみられる。

このあと各村々では「小前々々」の村寄合が持たれ、庄屋寄合の取決めが周知されることになるが、世話役の庄屋平右衛門は、宛所の庄屋に対し寄合日限を「新藤御小屋」まで知らせよう求めている。本文末尾の「田開御受込衆」とは、先にみた村々の上畝開の監督に当たる会所幹部役人のことであるが、会所側は幹部役人を村寄合に出向かせ、村方の上畝開に対する管理姿勢を打ち出す。翌年、村々は「田開御受込衆」の取止めを求めているように、会所側の厳しい管理が南手在の村々の自主管理能力を引き出す関係にある。

庄屋寄合で取り決められたのは、安政2年正月からの上畝開に向けての取締り方針であり、主な内容は、①正月の出入りは三が日だけとし、正月四日から田開を始める、②田開年限中の作事は極力遠慮する、③吉凶礼の出入りも儉約に徹する、④井手下に開畝を持たない百姓には空地・山藪を受け持たせて開き明けを行わせる、⑤開畝が多く、年限中の田開が出来ない者には相応の替地を取り計らう、⑥入目銭が不足しているので、普請夫に出て経費節減を図る、というものである。特に留意されているのは百姓間の上畝開受け持ちの平均化である。

南手在における井手筋の開削・通水は順調に進み、安政2年5月の時点で取水口の笹原礪口から南手在末端の白石・相藤寺までの幹線たる上井手（6132間）は全面通水状態となり、上井手からの分水井手について

は、18 筋（7295 間）がこの 5 月までに通水し、残る 10 筋・4138 間が翌安政 3 年春までに普請されることになっている。下井手については、5 筋（3079 間）が安政 2 年 5 月まで通水し、残る 5 筋（2479 間）が来春までに普請されることになっている。

3. 南手在への経済保障と生産管理

こうして安政 3 年春には通潤用水は全面的に通水状態となり、安政 5 年の上畝開の成就に向けて会所は南手各村々の経済保障を柱とした新たな地域管理体制を強化する。主たる政策は、①上畝開の質地取組み、②上畝開への追加融資の確保、③徳米上納期限の延期、の 3 つである。まず安政 3 年正月 17 日、惣庄屋布田保之助は南手各村々の上畝開の質地取組み策として次のような布達を出している。

今度御郡方御出方御普請被仰付候各村新田開畝質地取扱之儀ニ付、各内意之趣有之、右者御救立之ため余斗之御出方を茂被仰付候事ニ付、開畝井手下外村江質地ニ遣候儀ハ御仁恵筋空敷相成、難相濟事ニ付、可成開畝ハ村限取組候様有之度、自然御年貢支等ニ而村限取賄出来兼、不得止質ニ遣不申候而難成儀も有之候ハ、井手下村ニ而質地取組候様、左之通、

一畑、桐原

但、右二ヶ村新開畝取遣取賄候様、

一小原、田吉、長野、犬飼、新藤、小ヶ蔵、白石

但、右七ヶ村、右同断、

一相藤寺

但、犬飼・津留ニ而取遣取賄候様、

一牧野

但、村限取賄候様、

右者新開畝質地割印願出候ハ、右村組外質地取遣致不申候被相心得、小前々々江得斗可被申聞置候、以上、

辰正月十七日

布田保之助

右村々

庄屋中

安政 3 年に入ると通潤用水は全面的な完成期を迎え、上畝開が本格化するが、会所側が恐れたのは、南手各村々の百姓たちが苦勞して田開しても経済的重圧のもとで開いた田地を質入れし流失してしまうことである。史料の冒頭に「各村新田開畝、質地取扱之儀ニ付、各内意之趣有之」とあるように、村々庄屋中が会所側に働きかけ、いわば南手在質地仕法というべき規定を作り出している。すなわち布田は、惣庄屋の「質地割印」（御格証文）による質地取組みを前提にしつつ、上畝開の質地取組み（質入）は「村限」を原則とし、それができない場合、畑・桐原は両村の間で、小原・田吉・長野・犬飼・新藤・小ヶ蔵・白石の 7 か村は 7 か村の間で、相藤寺は犬飼・津留両村との間での質地取組みを命じ、「組外」の村々との取組みを禁じている。同時に庄屋中の要請を受けて、上畝開を会所官錢借用の際の引当に使うことを了承しており（「南手新井手記録」）、南手在上畝開は南手在の村々において保持させつつ、最終的に会所が質地の受け皿となることを明示したものである。実際田開の最終年限の安政 5 年になると、難渋者による会所官錢からの田開貸借が目立つ。会所は、安政 4 年 11 月、田開資金を追加融資するため郡代横田善左衛門に対して次のような願書を提出している（「南手新井手記録」）。

奉願覚

一錢五拾貫目

但、御米銀方御錢輕利を以拝借被仰付、元錢之儀者一ヶ年ニ四貫目完、十二ヶ年半返納ニ被仰付被下候様奉願候分

右者矢部手永南手在村々ニ而御郡方御出方開、依願御免被仰付候上畝物・空地開四拾貳町余之内、貳拾五町四反当春迄ニ明開申候処、是迄開明候分者畠作地ニ而、開手間も少ク御座候得共、働人数不相応ニ開畝請持居候もの者年割丈開明、自力ニ而者難仕忒御座候ニ付、辛手詰を以内輪種々ニ亘開明之取斗仕、且可也之御百姓者請負等を茂仕せ、明開候儀ニ御座候得共、下段以下ニ相成候而者左様之儀も出来兼、多少人数ニ而家内限之働ニ付開明果散取兼、殊ニ相残居候分者小せまち、或者竹木立竹下ニ而、手入之場所多ク、是迄之見合ニ仕候ハ、開夫倍以上ニおよび可申処、下段之小前ニ而残畝多ものども者自力迄之開方何分ニも難仕懸、何共当惑至極ニ奉存候、右之次第与者乍申、御時節柄奉願上候得共、内輪之次第見聞仕候処、前文之通ニ而、無余儀次第ニ相聞候間、乍恐口立之通、御米銀方御錢輕利を以被引受、拝借被仰付被下候様、返納之儀一日与申候而者如何躰も難仕懸候間、一ヶ年ニ四貫目完、十二ヶ年半ニ返納被仰付被下候様奉願候、如奉願被仰付被下候ハ、返納之儀村々大小ニ応、多少御座候得共、九ヶ村ニ撫一ヶ年利錢并元錢納高六百六拾目ニ相当申候間、仕懸兼候儀者無御座、聊差支不申様精々手を詰可申、右返納等ニ付、追而聊願ヶ間敷儀申上間敷候、御別段御参談被為以、宜敷被仰付被下候様奉願候、此段覚書を以申上候、以上、

安政四年十一月

布田保之助

横田善左衛門殿

郡代横田善右衛門に対し田開の追加融資として藩庁郡方内の関係役所たる米銀方から錢 50 貫の拝借を願い出たものである。上畝開予定 42 町のうち、この時点で田開されたのが畑地を中心に 25 町 4 反であり、手間がかかる土地が残っているとして拝借を求め、返済計画を別紙で提出している。すでに郡方からは錢 327 貫を借用し、借財総額は 700 貫を超えているが、布田は計画通り進んでいない上畝開を継続する資金として郡代に關係部局からの「輕利」融資を依頼している。布田は南手在の村々から年賦取立てによる返済計画を示している。南手在の村々の資金返済が厳しいものになることが予想されるが、会所は「輕利」融資を開拓し、事業の完遂を図っている。

このように田開が遅れると事業資金返済のための徳米取立てにも影響が出てくる。次の史料は、南手在の村側が会所に対して上畝開の徳米上納について、1 年間の上納延期を求めたものである。

奉願覚

矢部手永南手井手下村々新田開徳米上納之儀、三ヶ年無徳、四ヶ年目上納被仰付置候処、右開明ケ之儀御本畑と申候而茂平面之土地少ク、多ク片下リニ有之候ニ付肥土一旦堀寄置、底土を以地撫仕候而、堀寄候上土を入候ニ付開夫之費多、竹木草立等ハ山之片下リ之所ニ付、猶更手入多、深堀仕候処者鶴嘴唐鋤堀仕候ニ付開之手入張り、殊ニ無毛之地者底土堀返シ候ニ付地味居合可申儀間遠御座候間、御本畑・野開・空地・御山藪共ニ初発奉願候通、撫四年無徳、五ヶ年目より徳米上納被仰付被下候様奉願候、則開夫賃床畑上納迄被仰付可被下候、為其坪付帳を以御達申上候、以上、

安政五年午三月

白石村庄屋

渡辺太郎兵衛

布田保之助殿

本来、こうした年貢上納に関わる願筋は、村側の要請を受けて惣庄屋が藩庁郡方に上申すべきものであるが、いまや村側が惣庄屋に願い出るに至っている。恐らく惣庄屋布田保之助は藩庁部局への上申手続きをとったものと思えるが、そこには手永が南手在の村々に代わって藩庁部局や郡代、他手永との関係を一手に引き受けている状況を見て取れる。簡単に言えば、手永・手永会所が、管内の村々に代わって藩庁・他手永との債務関係を含めた対外業務・対外責任を集中し、村々との連携関係のもとで地域の行政運営を執り行う状況にある。通潤橋・通潤用水事業の実現に向けた矢部手永と南手在との関係は幕末日本社会の到達形態を画するものである。

おわりに

通潤橋・通潤用水事業の歴史的位置については本文中で何度か指摘したが、改めて指摘すれば、本事業の意義は、銭（匁銭）720 貫という巨費を要し、南手在の村々を直接の受益対象とする事業が、手永の事業として推進されているところにある。事業の企画立案・技術研究、事業推進組織、資金調達、労働編成など全てにわたって手永の事業、公共的な事業として推進され、手永（手永会所）が、受益の村々に代わって藩庁・他手永との債務関係を含めた対外業務・対外責任を集中し、村々との連携関係のもとで地域管理体制をつくり上げることでこの巨大水利・土木プロジェクトは実現している。

郡と村の中間の行政区域である手永が地域運営組織としての役割を強め、19 世紀には郡代の行政裁量のもとで、その役割の成熟をみる。通潤橋・通潤用水は、19 世紀、幕末期における公共的な水利・土木事業の高度完成形態を示すものであり、前近代日本社会の到達形態を象徴するものである。

通潤橋・通潤用水事業によって白糸台地南手在の村々に、従来、畑地・野開地や山藪・空地であった土地が、「上畝開」と称される水田 72 町 9 反 7 畝 9 歩につくり替られている。石高に換算すれば 1170 石の水田であり、村々は徳米 211 石を年貢とともに会所に納入し事業資金を返済していくことになる。長期年賦により資金を返済すれば上畝開は南手在の村々、村民の土地となり、通潤用水はこの上畝開を中心に供給されている。

この巨大事業は資金ゼロから立ち上がっているが、受益者たる南手在の村々に代わって、手永が全面的に責任主体となる。手永が巨額の事業資金の開拓に責任を持ち、通潤橋・通潤用水という恒久的な農業インフラを整備し、南手在という白糸台地の渇水地帯に大規模な水田を造成して、42 町余の水田の収益を以って事業資金を返済する仕組みをつくり上げている。

そして通潤用水と南手在上畝開をめぐる会所と南手在村々の地域管理体制は、明治 3 年（1830）に手永制度が廃止されると、南手在の村々に引き継がれ、自主管理体制の側面を強化させながら今日に至っている。

（吉村 豊雄）

第5節 通潤用水関係の文献史料

ここでは、通潤用水に関する文献史料の目録を提示する。ここで掲載するものは、平成20年1月31日現在で、町内において確認されている史料である。

掲載する文献史料名は以下のとおり。

- ①「南手新井手記録」 ※通潤土地改良区保管
- ②「安政申談頭書」 ※矢部古文書研究会提供
- ③「安政 覚 南手井手筋田開関係」 ※矢部古文書研究会提供
- ④「安政慶応 南手井手筋田開関係」 ※矢部古文書研究会提供
- ⑤白石・渡邊家文書（用水関係） ※山都町立図書館 寄託資料
- ⑥白石・渡邊家文書（布田神社関係） ※山都町立図書館 寄託資料
- ⑦藤木・佐野家文書（貢租・炭関係） ※山都町立図書館 寄託資料
- ⑧「南手用水路会議」 ※通潤土地改良区保管

「南手新井手記録」の文書構成(細目録)

番号	表題	年月日	差出・宛先	人名	備考
1 凡例		—	—	—	南手新井手記録の構成(筆者製)
2 会所手代巴下之名前		—	—	—	大工・石工の名前もあり
3 南手下村々庄屋中名前		—	—	—	小々蔵村庄屋弥次郎他5名
4 (布田手永会所役人および郡代・奉行名前)		—	—	—	惣庄屋布田保之助他11名
5 奉願寛		—	—	—	—
6 奉願寛		嘉永5年閏2月	惣庄屋・手附横目→郡代	下田佐之助・石原武兵衛・布田保之助・上妻半右衛門	
7 矢部手永南手新井手御普請格帳		嘉永5年閏2月	普請方→惣庄屋	石原平治郎・佐野市郎右衛門・工藤宗治郎・高橋文次・布田保之助	
8 御安申上ル寛		嘉永5年4月	関係8ヵ村庄屋→惣庄屋	岩崎清藏・甲斐源右衛門・志賀進平・布田保之助	
9 寛		嘉永5年4月	惣庄屋→郡代	布田保之助・野田平右衛門	
10 吹上櫓仕法書寛		(嘉永5年)4月	惣庄屋→郡代	布田保之助・野田平右衛門	
11 奉願寛		嘉永5年4月	惣庄屋以下手永三役→(郡代)	下田佐之助・石原武兵衛・布田保之助・上妻半右衛門	
12 (郡代差紙)		(嘉永5年)9月7日	郡代→惣庄屋・手附横目	上妻半右衛門・布田保之助・石原武兵衛	
13 奉願寛		嘉永5年10月	惣庄屋・手附横目→惣庄屋	間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛・布田保之助・上妻半右衛門	
14 矢部手永南手村々新井手立二付目監橋井板樋吹上一冊格帳		嘉永5年10月	普請方→惣庄屋・手附横目・地方	上妻半右衛門・佐野市郎右衛門・布田保之助・石原武兵衛	
15 奉願寛		嘉永5年10月	惣庄屋以下手永三役・地方→(郡代)	上妻半右衛門・布田保之助・石原武兵衛・間部市太郎	
16 (郡方奉行通達)		(嘉永5年)11月16日	郡方奉行→郡代→惣庄屋→関係8ヵ村庄屋	上妻半右衛門・布田保之助・志賀進平・甲斐源右衛門・岩崎清藏	
17 (差紙)		(嘉永5年)11月20日	惣庄屋→入役村・榎原村庄屋	布田保之助・美濃部勝右衛門・美濃部敬次郎	
18 (差紙)		(嘉永5年)11月20日	惣庄屋→榎原村庄屋	布田保之助・美濃部敬次郎	
19 (差紙)		(嘉永5年)11月20日	惣庄屋→津留・目丸・菅・相東寺・轟・下市村庄屋	布田保之助・藤九郎・福蔵・利三郎・下田藤十郎・伝左衛門・新七	
20 (差紙)		(嘉永5年)11月20日	惣庄屋→津留・目丸・菅・相東寺・轟・下市村庄屋	布田保之助・藤九郎・福蔵・利三郎・下田藤十郎・伝左衛門・新七	
21 目録下備大工山師見込積之寛		—	—	—	
22 寛		(嘉永5年)12月	—	—	
23 (郡代差紙)		(嘉永5年)12月12日	郡代→惣庄屋・手附横目・地方	上妻半右衛門・布田保之助・石原武兵衛・石坂禎之助	
24 (郡代差紙)		(嘉永5年)12月12日	郡代→惣庄屋	上妻半右衛門・布田保之助・高橋文次・工藤宗次郎・佐野市郎右衛門	
25 (差紙)		(嘉永5年)12月14日	惣庄屋→会所役人	布田保之助・高橋文次・工藤宗次郎・佐野市郎右衛門・石原平次郎	
26 奉願寛		嘉永6年2月	惣庄屋→郡代	上妻半右衛門・布田保之助	
27 寛		—	—	—	2行のみ
28 再三奉願寛		嘉永6年3月	惣庄屋以下会所役人→郡代	上妻半右衛門・布田保之助・間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛	付紙あり
29 (奉行通達)		(嘉永6年)4月10日	郡方奉行→郡代→惣庄屋→普請受込	上妻半右衛門・布田保之助・仁三郎・平左衛門	
30 (奉行通達)		(嘉永6年)8月2日	郡方奉行→郡代→惣庄屋	上妻半右衛門・布田保之助	
31 寛		嘉永6年12月	惣庄屋以下会所役人→郡代→郡方奉行	上妻半右衛門・布田保之助・間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛	
32 (奉行通達)		(嘉永6年)12月21日	郡方奉行→郡代→惣庄屋	—	嘉永6年3月11日の差紙あり
33 此際新井手筋費地毛上しふ田畑出来見込		(嘉永7年)6月13日	会所見習	金太郎	
34 井手下庄屋中申談頭書		嘉永7年8月12日	—	—	
35 入替見附		—	—	—	
36 南手井手下庄屋中御用談頭書		嘉永7年8月12日	—	—	
37 入替り見聞		—	—	—	
38 南手井手下庄屋中御用談頭書		(嘉永7年)8月12日	—	—	後欠
39 (奉行通達)		嘉永7年9月11日	郡方奉行→郡代→惣庄屋・郡代手附横目→井手下庄屋	清池太郎八・布田保之助	
40 寛		(嘉永7年)10月12日	—	—	違書
41 寛		(嘉永7年)10月12日	—	—	違書
42 寛		嘉永7年11月17日	白石・大綱村庄屋→普請方	宗兵衛	
43 寛		嘉永7年11月	井手下村々庄屋→惣庄屋	布田保之助	
44 奉同寛		嘉永7年11月	南手新井手下村々庄屋→惣庄屋	布田保之助	
45 寛		(嘉永7年)11月25日	—	庄屋中取行筋格書	庄屋中取行筋格書
46 (差紙)		(嘉永7年)11月26日	小原・田吉村庄屋→新藩・小々蔵・白石・牧野村庄屋	平右衛門	
47 (諸造用村付付)		(嘉永7年)12月	—	—	
48 乍急奉願寛		嘉永7年8月	惣庄屋以下会所役人→郡代	上妻半右衛門・布田保之助・間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛	冒頭「新井手巻取写」とあり。付紙あり。
49 寛		嘉永7年8月	会所手代・下代・添口→惣庄屋・郡代手附横目・地方助付	布田保之助・間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛・高橋文次・工藤宗次郎	
50 寛		嘉永7年8月	惣庄屋→郡目附付横目	布田保之助・山口三五左衛門・本田幾次	
51 寛		嘉永7年8月	惣庄屋以下会所役人→郡目附付横目	布田保之助・間部市太郎・石坂禎之助・石原武兵衛・山口三五左衛門・本田幾次	嘉永7年8月の付紙あり
52 (寛)		嘉永7年8月	惣庄屋以下会所役人→郡目附付横目	下田佐之助・間部市太郎・野尻万九郎・富田内蔵太・上妻半右衛門	下田以下4名は御留守居御中小姓列
53 井手下村々開飲一紙		嘉永7年8月	惣庄屋→郡代	上妻半右衛門・布田保之助・下田弥十郎・下田佐左衛門	

54	寛	嘉永7年8月	惣庄屋一郡代	上妻半右衛門・布田保之助・下田弥十郎・野尻万九郎	
55	寛	嘉永7年8月	惣庄屋一郡代	上妻半右衛門・布田保之助・畠田内藏太・野尻万九郎	
56	寛	嘉永7年8月	惣庄屋以下会所役人一郡代	上妻半右衛門・布田保之助・間部市太郎・石坂清之助・石原夫兵衛	
57	泰順寛	(嘉永7年)8月	(惣庄屋)	上妻半右衛門・布田保之助	(嘉永7年)8月27日の付紙あり
58	泰順寛	嘉永7年8月	惣庄屋以下会所役人一郡代	上妻半右衛門・布田保之助・間部市太郎・石坂清之助・石原夫兵衛	(嘉永7年)8月の付紙2点あり
59	泰順寛	—	—	—	
60	寛	(嘉永7年)8月	惣庄屋一郡代	上妻半右衛門・布田保之助	
61	寛	嘉永7年8月	惣庄屋	布田保之助	
62	寛	(嘉永7年)9月10日	惣庄屋一普請方安込	布田保之助・石原平次郎・半左衛門	付紙あり
63	(寛)	(嘉永7年)10月27日	惣庄屋一普請方安込	布田保之助・石原平次郎・佐藤兵衛	
64	寛	(嘉永7年)11月	—	—	
65	(奉行通達)	(嘉永7年)11月7日	郡方奉行一郡代	蒲池太郎八	
66	寛	(嘉永7年)12月	—	—	
67	寛	安政2年3月	南手井手下村々庄屋共一惣庄屋	布田保之助	安政2年即3月申談讀書
68	卯四月二日井手下村々庄屋申談讀書	(安政2年)4月2日	—	—	
69	寛	安政2年6月	惣庄屋一井手下村々庄屋中	布田保之助	
70	寛	安政2年8月	井手下村々庄屋共一惣庄屋	布田保之助	
71	寛	安政2年8月	白石・木銅村庄屋一惣庄屋	宗兵衛	
72	寛	(安政2年)5月	普請方安込一惣庄屋	布田保之助・高橋文次・工藤宗次郎・佐野市郎右衛門・石原平次郎	
73	寛	(安政2年)6月	—	—	
74	寛	(安政2年)7月	—	—	資金調達の書付
75	寛	(安政2年)7月	—	—	資金調達の書付
76	寛	(安政2年)8月	—	—	資金調達の書付・付紙あり。
77	寛	(安政2年)7月	—	—	年入の調帳
78	寛	(安政2年)8月	—	—	
79	(寛)	(安政3年)2月18日	惣庄屋一南手新井手下庄屋中	布田保之助	
80	寛	—	—	—	付紙あり
81	泰順寛	安政3年正月	惣庄屋一郡代	横田善左衛門・布田保之助	
82	(奉行通達)	(安政3年)正月晦日	郡方奉行一郡代一惣庄屋	横田善左衛門・布田保之助	
83	(通達採命名書)	—	—	眞野源之助	
84	寛	安政3年2月	惣庄屋一郡代	横田善左衛門・布田保之助	
85	寛	安政2年12月	惣庄屋一郡代	横田善左衛門・布田保之助	安政3年正月の書付写
86	(寛)	安政3年3月21日	惣庄屋一南手新井手下庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達
87	寛	(安政3年)2月20日	惣庄屋一南手新井手下庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達
88	矢部手永南手新井手御普請銭仮御算用帳	安政2年11月	普請安込一惣庄屋以下会所役人一郡代	杉浦津直・布田保之助・石原武兵衛・山内権之助・石坂清之助・間部市太郎	
89	寛	(安政3年)正月17日	惣庄屋一南手新井手下庄屋中	布田保之助	
90	(辞令)	(安政3年)5月6日	惣庄屋	布田保之助・渡辺太郎兵衛・半兵衛	砂臺番申付
91	(寛)	(安政3年)8月5日	—	—	小ヶ蔵庄屋宅にて御用談
92	(城山御達様小立書付)	(安政3年)9月21日	御小立請の在御家人	下田弥十郎・高浜常次郎・藤澤計祐之介・渡辺太郎兵衛・藤九郎	
93	(委託)	(安政3年)11月3日	郡代一惣庄屋	横田善左衛門・布田保之助・長岡澄之助・長岡寛五郎	
94	寛	安政3年12月	井手下庄屋共一惣庄屋	布田保之助	
95	底十二月庄屋中会談讀書	(安政3年)12月19日	—	—	
96	正月十八日小ヶ蔵庄屋宅江井手下村々庄屋申談讀書	(安政4年)正月18日	—	—	
97	已七月十二日申談讀書	(安政4年)7月12日	—	—	
98	已閏五月廿八日申談讀書	(安政4年)閏5月28日	井手下村々庄屋中一御会所	—	
99	已七月廿五日吹上所申談讀書	(安政4年)7月25日	井手下村々庄屋中一惣庄屋	布田保之助・岩崎清藏・甲斐廣右衛門・渡辺太郎兵衛・原田利兵衛・原田平右衛門	
100	新田当年出来親息公卿	—	—	—	
101	已十一月廿六日庄屋申談讀書	(安政4年)11月26日	—	—	
102	(寛)	安政4年12月	惣庄屋一井手下村々庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達
103	(寛)	(安政5年)正月7日	惣庄屋一井手下村々庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達(1親方直書)
104	申上寛(未正月七日吹上所申談讀書)	(安政5年)正月7日	井手下村々庄屋共一惣庄屋	布田保之助	
105	寛	安政5年正月	井手下村々庄屋共一惣庄屋	布田保之助	
106	(寛)	(安政5年)正月11日	余所御免万一井手下村々庄屋衆	井手代三次	
107	(寛)	(安政5年)2月9日	惣庄屋一井手下村々庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達
108	井手神祭并譜取計帳々々番記録享	(安政5年)4月	—	—	
109	寛	安政5年4月	南手井手下村々庄屋共一惣庄屋	布田保之助	
110	所々米初懸差出可申候分	慶応4年	御横目	山下等助	

111	寛 四月廿五日吹上所申談頭書	(安政5年)12月2日	小原・田吉村庄屋→井手下村々庄屋	原田平右衛門・石原平次郎・原田利兵衛・渡辺太郎兵衛・岩崎清藏	
112	寛	安政5年4月	井手下村々庄屋共→惣庄屋	布田保之助	
113	寛	安政5年4月	南手井手下村々庄屋共→惣庄屋	布田保之助	
114	泰順寛	安政3年5月	南手井手下村々庄屋共→惣庄屋	布田保之助	
115	(寛)	(安政3年)6月11日	惣庄屋→南手村々庄屋中	布田保之助	惣庄屋通達
116	寛	(安政4年)正月	—	—	通達稱寸法書付
117	寛	(安政3年)12月	惣庄屋	布田保之助	殿様御寛の終忍書付
118	井手惣数一紙之事	—	—	—	
119	泰順寛	安政4年11月	惣庄屋→郡代	横田善左衛門→布田保之助	
120	寛	—	—	—	
121	安政五年午秋出米米縄	—	—	—	
122	安政六未五月三夕大雨二而前	安政6年5月	—	—	
123	泰順寛	安政6年9月	白石村庄屋→惣庄屋	渡辺太郎兵衛・布田保之助	
124	(新田穂米上納の寛)	—	—	—	
125	寛	万延元年5月	井手下村々庄屋中→惣庄屋	布田保之助	
126	(寛)	慶応2年10月23日	惣庄屋→小原村庄屋	布田保之助・原田平右衛門	
127	寛	明治元年10月	南手井手下村々庄屋共→惣庄屋	布田保之助	
128	寛	明治元年10月	南手下井手村々庄屋共→惣庄屋	布田保之助	

安政 寛 南手井手筋田開関係

番号	表題	年月日	備考
1	党	安政2年9月	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
2	党	安政2年9月	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
3	党	安政2年12月	南手井手下村々庄屋共
4	(党)	安政2年12月	申候頭書の一部カ。前欠
5	証文	安政5年3月	新藤村庄屋岩崎清蔵→惣庄屋。安政4年カ
6	(奉願党)	安政5年3月	新藤村庄屋石原平次郎→惣庄屋。坪付帳
7	奉願党	—	銭拝借願い。後欠
8	(党)	—	前後欠
9	党	—	銭拝借願い。後欠

安政慶応 南手井手筋田開関係

番号	表題	年月日	備考
1	奉願党	安政2年9月	南手井手下村々庄屋→(惣庄屋)
2	党	安政3年12月	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
3	奉願党	—	後欠
4	御請申上党	安政4年5月	笹原村善助他2名より
5	奉願党	安政4年11月	南手井手下村々庄屋→(惣庄屋)
6	(奉願党)	安政5年正月	南手井手下村々庄屋→惣庄屋。前欠
7	御札方ニ付申上党	安政5年2月	新藤村伊兵衛後家他7名より
8	奉願党	安政5年3月	白石村庄屋→惣庄屋
9	御請申上党	慶応元年11月	南手井手下村々庄屋より(一部は庄屋当分)
10	—	—	安政5年4月申候頭書の一部カ

安政申談頭書

番号	表題	年月日	備考
1	巳酉五月十七日申談頭書	安政4年閏5月17日	
2	巳酉五月廿八日申談頭書	安政4年閏5月28日	南手井手下村々庄屋→御会所
3	巳七月十二日申談頭書	安政4年7月12日	
4	巳七月廿五日吹上所申談頭書	安政4年7月25日	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
5	四月廿五日於吹上所申談頭書	安政5年4月25日	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
6	午六月六日吹上所二而会談頭書	安政5年6月6日	南手井手下村々庄屋→惣庄屋

白石・渡邊家文書(用水関係史料リスト)

番号	表題	年月日	備考
1	諸手叩	嘉永4年亥正月	嘉永4年から昭和初頭まで記載有り。
2	南手新井出記録 (1)～(10)	嘉永7年～明治元年	複写有り。枝番号(1)～(10)までを1件にまとめている。
3	(党)	—	文化・文政年間。前欠。
4	(井出手入れおよび貢銭積)	—	石工203人の貢銭の記載有り。
5	南手井出筋分水箱口明定ム帳(埋替ヲ倉ム)	明治期～昭和期	明治16年から昭和16年まで。

白石・渡邊家文書(布田神社関係史料リスト)

番号	表題	年代	備考
1	所有地台帳	大正4年1月21日	「大正四年一月廿一日開製」とあり。
	耕作細目書(水稲貸付地)	昭和15年	
	名寄帳書抜	昭和16年9月	
2	布田神社手洗場新築工事仕様書	—	
	布田神社手洗場新築工事明細書	—	総工費金7 2円2 2銭。
	布田神社鳥居工事仕様書	—	
	布田神社鳥居工事明細書	—	総工費金8 4円。
	注意事項	—	
3	布田神社鳥居図面	—	同じものが3点。封筒入り。
4	神社創立許可申請	大正15年5月21日	内務大臣若槻礼次郎宛。
5	布田神社敷地及附近見取図	—	
6	布田神社鳥居工事設計書	—	
7	布田神社鳥居工事仕様書	—	
7	予想明細書	—	布田神社。
8	予想経常費予算書	—	布田神社。
9	(布田神社関係書類)	—	
10	布田神社築地工事設計書	—	
	布田神社築地工事仕様書	—	
11	(熊本県学務部よりの照会6件)	昭和2年6月16日	付属書類あり。(図面等)
12	由緒二箇三証左タルベキ書類	—	布田保之助功績、通潤用水の由緒等。

藤木・佐野文書(緑川水運関係史料)

番号	表題	年月日	備考
1	上益城矢部手永御郡間新地当御物成懸歩御帳	明和元年9月	
2	間部忠兵衛拝領地当御免御帳	安永3年12月	
3	上益城矢部手永御郡間上納之新地■当御免御帳	安永3年12月	各村庄屋名有り。
4	矢部手永御蔵納当御免積帳	享和2年戌9月	
5	矢部手永内村々田知請免下帳	(文政元年)	表紙欠。
6	上益城矢部手永長野村荒地坪附御帳	安政4年8月	
7	上益城矢部手永新藤村上知御給知中免田御徳懸下見御帳	安政4年9月	柚木村分も有り。
8	従前強用御領山々ニおいて御仕入炭御算用仕上帳(渡辺藤内→松山出張所)	明治3年午12月	複写有り。「慶応三卯明治元辰同二巳年分」の3年分。
9	矢部強用御仕入炭之内地旅別銭請代帳 甲佐御築元官宅	明治2年巳5月	複写有り。
10	覚帳(御郡積目)	明治2年巳3月	複写有り。明治2年3月以降の「覚」も有り。
11	記(上豊内勘場一館ヶ測勘場)	明治6年酉3月14日	複写有り。
12	矢部炭山一巻(郡務掛)	明治4年未正月	複写有り。
13	(矢部御仕入炭前銭一件)	明治3・4年	複写有り。計5点をまとめて1件としている(枝番号1～5)。
14	(矢部御仕入炭前銭差引積帳)	明治4年未2月・5月	複写有り。計4点をまとめて1件としている(枝番号1～4)。
15	加も落谷 午十月より未五月迄流炭井出儀御帳	明治4年未5月	複写有り。
16	御私炭代銭之内より払出儀後々明細帳(上豊内勘場→館ヶ測勘場)	明治6年酉12月	複写有り。
17	諸仕入銭請私帳	明治6年酉12月	複写有り。
18	党	(明治4年)未正月	
19	(御私代銭差引帳)	明治3年8月	付紙有り。
20	雨ノ宮炭駄賞冊賞等諸私帳	明治4年未5月	
21	(矢部強用御仕入炭)	明治3年午3月	付紙有り(炭御双場炭)。
22	御仕入炭前銭請私帳	明治4年未5月	複写有り。
23	奉願党(矢部郷浜町南社共一言田牛蔵)	明治4年6月	複写有り。
24	奉願党(小廻勘場請込 山崎新三郎→館ヶ測勘場役)	明治4年12月	複写有り。
25	甲佐郷上豊内於炭勘場御勘取連二付積目差用銭積立帳	明治4年未6月	複写有り。

鐵目里巷
鐵合路
南手用水

番号	表 題	年 月 日	開始頁	備考
1	南手用水路防二係ル諸事運合會議案	—	2	
2	南手井手筋配水方事務章程	明治15年7月	12	
3	上益城郡小笹村以南九ヶ村連合協議案	明治17年2月29日	17	
4	小笹村以南九ヶ村へ通入用水路防二係ル修繕費等之事	—	20	
5	南手井手筋配水方事務章程	—	33	
6	上益城郡小笹村以南八ヶ村連合費賦課法	—	38	
7	上益城郡小笹村以南八ヶ村連合会費賦課法	—	40	
8	上益城郡小笹村以南八ヶ村連合会費賦課法	—	42	
9	協議会仮規則	—	43	
10	協議会諸費案	—	44	
11	投票御取消願	明治19年9月25日	45	白藤村渡辺重蔵
12	能場共■地収獲地租金等差引書	—	47	
13	収獲御届	明治19年10月3日	48	
14	奉願記	明治19年6月10日	49	
15	明治廿年 自一月至十二月 南手用水路修繕費予算協議案	明治20年	53	徴収法・支出法
16	協議会決定書	明治21年3月26日	55	
17	明治廿二年九月廿六日仮協議二付説明	明治22年9月26日	62	
18	明治廿二年 自一月至十二月 南手用水路修繕費予算仮協議案	明治22年9月26日	63	徴収法・支出法
19	連合会御届	明治22年9月26日	68	
20	南手用水路配水方投票点数調査表	明治23年4月30日	69	
21	上益城郡白糸村御蔵村浜町村下矢部村連合土木費 明治廿三年歳入予算議案	明治23年	70	徴収法・支出法
22	上益城郡白糸村御蔵村浜町村下矢部村連合土木費 明治廿三年支出予算議案	明治23年	73	
23	当選状	明治24年5月20日	76	坂本善郎次
24	南手新井手修繕費賦課二付協議会録	明治24年	77	協議会決定書等
25	上益城郡白糸村御蔵村浜町村下矢部村連合土木費 明治廿六年歳入予算議案	明治26年4月9日	90	
26-①	廿七年四月廿八日協議会決議録	明治27年4月28日	93	表紙 翻刻済
26-②	明治廿七年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路土木費及配水方給米支出予算議案	明治27年4月28日	101	
26-③	明治廿七年度白糸村外三ヶ村連合吹上ヶ用水路土木費及配水方給料収入予算議案	明治27年4月28日	104	
26-④	協議案	明治27年4月28日	108	
26-⑤	諮問案	明治27年4月28日	110	
26-⑥	建議	明治27年4月28日	111	
26-⑦	吹上町土木協議員増員願	明治27年3月23日	112	
26-⑧	(届)	明治27年	115	15通
27	明治廿八年度并廿九年度春分白糸村外三ヶ村連合用水路修繕費及七配水方給米支出予算議案	明治28年	130	
28-①	明治廿九年一月十三日協議会議決案	明治30年1月13日	134	表紙
28-②	明治廿九年度後半期并二今世年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及三十年代配水方給米支出予算議案	明治30年1月13日	137	
28-③	明治廿九年度後半期并三今世年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及三十年代配水方給米収入予算議案	明治30年1月13日	142	
28-④	明治廿九年度後半期并二今世年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及三十年代配水方給米支出予算議案	明治30年1月13日	148	
28-⑤	明治廿九年度後半期并二今世年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及三十年代配水方給米収入予算議案	明治30年1月13日	152	
29	(選挙書類と届)	明治31年	155	
30-①	明治三十一年八月 吹上協議会議事録 白糸村役場	明治31年8月15・16日	163	表紙
30-②	明治三十一年八月十五日 協議会議事録	明治31年8月15日	165	
30-③	上申書	明治31年7月廿日	169	
30-④	八月十六日午前十時開会	明治31年8月16日	170	会議の流れ
30-⑤	議案	明治31年8月16日	171	
30-⑥	建議	明治31年8月16日	178	
30-⑦	議案第一号	明治31年8月16日	179	
30-⑧	第二号議案	明治31年8月16日	182	
30-⑨	第三号議案	明治31年8月16日	183	
30-⑩	第四号議案	明治31年8月16日	185	

30-⑪	第五号議案	明治三十二年八月十六日	187
30-⑫	第六号議案	明治三十二年八月十六日	188
30-⑬	明治三十一年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費并ニ配水方給米収入予算議案	明治三十二年八月十六日	189
30-⑭	明治三十一年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及配水方給米支出予算議案	明治三十二年八月十六日	190
31-①	明治三十二年一月 吹上協議会議決録 白糸村役場	明治三十二年一月	200 表紙
31-②	明治三十二年一月十五日 協議会議決録	明治三十二年一月十五日	201
31-③	一月十七日午前十時五十分開会	明治三十二年一月十七日	203 会議の流れ
31-④	明治三十二年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費并ニ配水方給米収入予算協議案	明治三十二年一月十七日	206
31-⑤	明治三十二年度白糸村外三ヶ村連合吹揚用水路二係ル修繕費及配水方給米支出予算協議案	明治三十二年一月十七日	207
31-⑥	建議	明治三十二年一月十五日	211
31-⑦	号外一	明治三十二年八月十五日	212
31-⑧	号外二	明治三十二年八月十五日	213
31-⑨	建議書	明治三十二年一月十七日	214
31-⑩	明治三十二年一月十五日 協議会議決録 菅原順番	明治三十二年一月十七日	215
31-⑪	各通達	明治三十二年一月	217
32-①	明治三十二年三月廿日 吹上協議会議決録 白糸村役場	明治三十二年三月二十日	222 表紙
32-②	南手用水路筋二係ル諸事連合議案	明治三十二年三月二十日	223
32-③	明治三十二年三月廿日協議会議決録	明治三十二年三月二十日	224
32-④	配水方よりの願書	明治三十二年四月十一日	227
32-⑤	配水方よりの願書	明治三十二年三月十五日	228
33-①	明治参拾貳年十二月廿日 吹揚協議会議決録	明治三十二年十二月三十日	229 表紙
33-②	明治三十二年十二月廿日連合協議会議決録	明治三十二年十二月三十日	230
33-③	明治三十三年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及三十二年度全上不足并三十三年度配水方給米収入予算協議案	明治三十二年十二月三十日	234
33-④	明治三十三年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及三十二年度全上不足并三十三年度配水方給米支出予算協議案	明治三十二年十二月三十日	235
33-⑤	徴収及支出法	明治三十二年十二月三十日	238
33-⑥	第二号・第三号	明治三十二年十二月三十日	239
34-①	明治卅三年二月廿八日 吹上水利組合協議会議決録	明治三十三年二月二十八日	243 表紙
34-②	明治三十三年二月廿八日協議会議決録	明治三十三年二月二十八日	244
34-③	第一号 選挙案	明治三十三年二月二十八日	248
34-④	第四九号	明治三十三年三月三日	251
34-⑤	当選告知状	明治三十三年二月二十八日	252
34-⑥	受書2通	明治三十三年三月二日・五日	253
34-⑦	見積書	明治三十三年三月五日	255
34-⑧	(配水方による材木調べ)	明治三十三年二月二十六日	258
34-⑨	第一六〇号(修繕費不納に関する書類)	明治三十三年六月二十一日	258 「不納御届」含む
34-⑩	記2通(配水方給米の件)	明治三十三年三月五日	260
34-⑪	修繕仕様替願	明治三十三年四月十九日	262
34-⑫	地所登記願	明治三十一年六月二十五日	263
34-⑬	南手用水路二関スル新田台峠井ニ名寄帳新調整ニ付工事日数見積調	明治三十三年四月	264
34-⑭	(今年より布田家に玄米2俵を送呈する)	明治三十三年二月	265 白糸村長→布田政之
34-⑮	記	明治三十三年六月二十五日	266
34-⑯	受書2通と御届1通	明治三十三年九月十九日・十二月二十七日	268
35-①	明治参拾四年一月拾七日 吹上水利組合協議会議決録	明治三十四年一月十七日	271 表紙
35-②	明治卅四年一月十七日協議会議決録	明治三十四年一月十七日	273
35-③	明治三十四年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及三十三年度全上不足并三十四年度配水方給米収入予算	明治三十四年一月十七日	277
35-④	明治三十四年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及三十三年度全上不足并三十四年度配水方給米支出予算	明治三十四年一月十七日	278
35-⑤	徴収及支出法	明治三十四年一月十七日	281
35-⑥	願書2通	明治三十四年一月二十二日・三月十三日	283
35-⑦	第一七号	明治三十四年三月十七日	286
35-⑧	(館屋改平宅地に関する願書)	明治三十四年一月二十二日	287
35-⑨	請求書	明治三十三年十二月	288
35-⑩	記	明治三十四年三月二十日	290
36-①	吹上用水路関係 明治三十四年三月廿日会議決録	明治三十四年三月二十日	291 表紙

36-②	明治卅四年三月廿日会議々事録	明治34年3月20日	292	手紙1通含む
36-③	当選告知状	明治34年3月20日	300	
36-④	解雇状	明治34年4月7日	301	
36-⑤	選任状	明治34年4月7日	302	
36-⑥	文書	明治34年4月9日	303	
36-⑦	布田家へ玄米送呈状	明治34年4月20日	305	
36-⑧	布田家遺切五十年祭執行計画之目算	明治34年	306	
36-⑨	(修繕米および修繕費不納の件2通)	明治34年5月1日・6月11日	307	
36-⑩	上申書	明治34年6月12日	311	
36-⑪	辞表	明治34年6月7日	312	増村仙太郎
36-⑫	(配水方給米取立帳の件2通)	明治34年7月29日	313	
36-⑬	(増村仙太郎辞職の件)	明治34年9月11日	315	
36-⑭	吹上用水路水廻延滞願	明治34年9月11日	317	
36-⑮	(配水方給米に関する書類)	明治34年10月23日・25日	319	
36-⑯	秋修繕願	明治34年10月2日	321	
36-⑰	御届と当選状	明治34年11月31日・12月27日	324	
37-①	(配水方後任者選挙に関する書類)	明治35年1月12日	327	
37-②	明治三十五年一月十五日 吹揚二條ノ組合会決議録	明治35年1月15日	328	表紙
37-③	明治三十五年一月十五日組合決議録	明治35年1月15日	329	
37-④	南手用水路関係 協議会決議録	明治35年1月11日	333	表紙
37-⑤	明治三十五年一月十一日協議会決議録	明治35年1月11日	334	
37-⑥	明治三十五年白糸村外三ヶ村吹揚用水路修繕費及三十四年度全上不足并三十五年度配水方給米収入予算	明治35年1月11日	337	
37-⑦	明治三十五年白糸村外三ヶ村吹揚用水路修繕費及三十四年度全上不足并三十五年度配水方給米支出予算	明治35年1月11日	338	
37-⑧	徴収及支出法	明治35年1月11日	341	
37-⑨	報告書	明治35年1月11日	343	
37-⑩	建議書	明治35年1月11日	344	
37-⑪	当選状	明治35年1月15日	346	
37-⑫	承諾書	明治35年1月19日	347	
37-⑬	用水路変更申請	明治35年4月4日	349	
37-⑭	不納届ケ	明治35年4月30日	350	
37-⑮	(修繕費および配水方給米未納に関する書類7通)	明治35年5月～10月	353	
37-⑯	(改修願の件)	明治36年5月3日	364	
37-⑰	(予算議決のための議会開催通知)	明治37年2月3日	365	
38-①	協議会決議録	明治36年1月4日	367	表紙
38-②	明治三十六年一月四日協議会決議録	明治36年1月4日	368	
38-③	明治三十六年度白糸村外三ヶ村組合吹上用水路修繕費及全年度配水方給米収入予算	明治36年1月4日	373	
38-④	明治三十六年度白糸村外三ヶ村組合吹上用水路修繕費及全年度配水方給米支出予算	明治36年1月4日	375	
38-⑤	徴収及支出法	明治36年1月4日	378	
38-⑥	一 号 議案	明治36年1月5日	379	
38-⑦	二 号 建議書	明治36年1月5日	380	
39-①	請求書	明治37年1月30日	383	
39-②	(櫛村流木に関する書類2通)	明治37年2月1日・2月4日	385	
39-③	明治三十七年二月四日 協議会決議録	明治37年2月4日	387	表紙
39-④	明治三十七年二月六日協議会決議録	明治37年2月4日	388	
40-①	明治三十七年三月 協議会決議録	明治37年3月	391	表紙
40-②	明治三十七年三月六日協議会決議録	明治37年3月6日	392	
40-③	明治卅七年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及配水方給米収入 予算	明治37年3月6日	397	
40-④	明治卅七年度白糸村外三ヶ村組合吹揚用水路修繕費及配水方給米支出 予算	明治37年3月6日	398	
40-⑤	徴収及支出法	明治37年3月6日	401	
40-⑥	建議書	明治37年3月6日	402	
40-⑦	増夫規程改正案	明治37年3月6日	403	
40-⑧	白糸村外三ヶ村組合吹上用水路修繕出夫使用報告	明治37年2月6日	405	
40-⑨	案(牧野区長後任者至急選定の件)	明治37年4月9日	407	

40-⑩	(修繕費および配水方給米未納に関する書類4通)	明治37年6月2日	408
40-⑪	号外2通(組合会開催通知と牧野区長後任者選定の件)	明治37年4月21日	414
41-①	明治廿七年八月十二日 協議会議決録	明治37年8月12日	418 表紙
41-②	明治三十七年八月十二日協議会議決録	明治37年8月12日	419
41-③	熊本県上益城郡白糸村外三ヶ村組合養水路修繕費廿五年度歳入出決算額	明治37年3月6日	423
41-④	明治三十五年度熊本県上益城郡白糸村外三ヶ村組合用水路修繕歳出決算表	明治37年8月12日	424
41-⑤	明治廿七年度白糸村外三ヶ村組合吹上用水路修繕費借入議案	明治37年8月12日	426
41-⑥	明治廿七年白糸村外三ヶ村組合吹上用水路修繕費歳入予算追加議案	明治37年8月12日	427
41-⑦	明治三十年一月十三日議決ノ滞納処分法	明治37年8月12日	428 改正
41-⑧	(修繕費および配水方給米未納に関する書類3通) 滞納報告や請求書等	明治37年8月13日	431
41-⑨	配水法協議決定書	明治37年8月28日	434
41-⑩	明治参拾七年度修繕三ヶ所取り調帳 吹上所配水方	明治37年1月5日	436 表紙には1月4日とあり
41-⑪	議決書	明治36年4月26日	444
41-⑫	議案	明治37年8月12日	445
41-⑬	御厩(水利組合議員後藤勝次郎辞退につき坂田宅平改選)	明治37年10月19日	447
41-⑭	号外(字長尾吹上用水路大破の恐れあるため20日の参集通知)	明治37年10月19日	448
42-①	(組合会議開催通知)	明治37年12月7日	450
42-②	明治三十七年十二月十日協議会議決録	明治37年12月10日	451
42-③	議案書	明治37年12月11日	458
42-④	組合協議会議案(明治三十八年度白糸村外三ヶ村組合吹上ヶ用水路修繕費及配水方給料歳入予算)	明治37年12月10日	460
42-⑤	徴収及支出法	明治37年12月10日	463
42-⑥	当選状	明治37年12月12日	465 配水方給米及修繕費取扱委員
42-⑦	明治三十六年一月 修繕費各々総計帳 白糸村外三ヶ村組合	明治36年1月	466
42-⑧	明治廿七年度吹揚ヶ下井手館二係リ	明治37年11月8日	472
42-⑨	明治三十七年十二月日 廿八年度修繕費課課額 白糸村外三ヶ村組合	明治37年12月	473
42-⑩	承諾書	明治38年1月8日	479
43-①	配水方後任選挙につき組合会開催通知	明治38年2月8日	480
43-②	協議会議事録	明治38年2月8日	482 表紙
43-③	明治三十八年三月八日協議会議事録	明治38年2月8日	483
43-④	議案	明治38年2月8日	486
43-⑤	白糸村外三ヶ村組合用水路ハ自今南手用水路ト称スルコトニ協議-決シタリ	明治38年2月8日	487
43-⑥	当選状	明治38年2月8日	488
43-⑦	不納御届ヶ配水方給米	明治37年12月22日	490
43-⑧	承諾書2通	明治38年2月17日	492
43-⑨	願託書	明治38年3月25日	494
43-⑩	請求書	明治38年5月3日	495
43-⑪	廿八年三月 用水路修繕米不納額	明治38年3月	496
43-⑫	白糸第二八五号・号外・白糸第三一四号	明治38年5月4日・18日	500 3通
43-⑬	明治廿七年度秋修繕三ヶ所取り調帳	明治37年旧7月26日	503
43-⑭	明治廿八年度春修繕三ヶ所下調帳	明治37年10月27日	509
43-⑮	契約書	明治38年2月23日	515
43-⑯	不納御届ヶ配水方給米	明治37年旧7月25日	517
43-⑰	請書	明治38年5月27日	520
43-⑱	配水方給米不納額	—	521
43-⑲	配水方に関する書類3通	明治38年6月23日・30日	522